

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】														
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課又は関係機関			
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等				
1	1 DVを許さない社会づくり		①関係機関・団体の連携強化	●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ●参加メンバーのDVIに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつかの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所で開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソーレ、社会福祉協議会。 参加：62機関(うち市町村22、社会福祉協議会5)、76名 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後継続して欲しいとの要望があった。 グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。 分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。 昨年度と比較して、参加者数はほぼ横ばいであるが、参加機関数は増加。(H29年度:参加者79名、63機関(うち市町村23)) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ●参加メンバーのDVIに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつかの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。 	県民生活・男女共同参画課			
2								●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化	関係機関のブロック会への参加者の減少	●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化を図った。	—	●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化	市町村担当者の異動による協議を通じ、DV防止や被害者支援のための関係機関と情報交換・連携強化	女性相談支援センター
3								●ブロック別DV関係連絡会議に参加を継続していく。(中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携を図る。(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、地域関係機関との連携を促進する。(幡多)	●ブロック別DV関係連絡会議の活性化のためにも、意見交換での意見が、どの様に生かされたかのフィードバックがあればよい。(中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会議の日程は参加しやすい日程にし、欠席の場合は議事録などフィードバックがあればよい。(須崎)	●実績なし(安芸) ●ブロック別DV関係連絡会議に他務のため出席できず。(中央東) ●中央西ブロックDV関係機関連絡会議に参加。管内の関係機関や市町村と各機関ごとの役割分担について確認ができた。(中央西) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加できなかった(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関と情報共有した。(幡多)	●ブロック別DV関係連絡会議は欠席のため、当日の資料を共有し、連携に活用する。(安芸) ●連絡会議のフィードバックはないものの、通常業務の中で管内関係機関との連携は図られている。(中央東) ●相談ケースを必要な機関につなぐことができた。(中央西) ●ブロック別DV研修会の日程により参加できないことがあると関係機関との連携については、普段の顔の見える関係性のなかで連携する必要がある。(須崎) ●関係機関の役割や対応状況の相互理解が促進された。(幡多)	●ブロック別DV関係機関連絡会議を通じ、DV防止や被害者支援のための関係機関と情報交換・連携強化	●地域のニーズにマッチした連絡会議であること。(中央東) ●ニーズにマッチした連絡会議に参加し、実態に即した関係機関の連携を図る。(中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会への参加(中央西) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携を図る。(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、地域関係機関との連携を促進する。(幡多)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
4					●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・県内5ブロック(9/8安芸、8/24中央東、9/11中央西、8/30須崎、9/14幡多)で行われたブロック会へ出席した。 ・他機関と情報共有を行い、連携強化を図った。	・他機関と情報共有を行い、連携強化を図れた。	・DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	・突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部(少年女性安全対策課)
5	1 DVを許さない社会づくり		①関係機関・団体の連携強化	●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大	・引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会を開催する。 ・DV対策連携支援ネットワーク会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討(ブロック会議メンバーの見直しにあわせて、検討する。)	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	(上半期は実績なし。)	(上半期は実績なし。)	・引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会を開催する。 ・DV対策連携支援ネットワーク会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討(ブロック会議メンバーの見直しにあわせて、検討する。)	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課
6					●DV対策連携支援ネットワークに参加し、講演やケーススタディによる研修を実施することで、相談員の専門性の向上を図る。	ブロック会とネットワーク会の目的の違いが関係機関に理解されていないため、どちらかに参加すればいいとの感じを受ける。	—	—	●DV対策連携支援ネットワーク会議でのDV防止等の講演、研修の実施による、関係機関職員や相談員の専門性の向上	—	女性相談支援センター
7					●DV被害者と関わる機関・団体との情報共有及び連携	・DV対策の会議等へ積極的に参加しての継続的な情報収集や連携強化	上半期実績なし	上半期実績なし	●DV被害者と関わる機関・団体との情報共有及び連携	・DV対策の会議等へ積極的に参加しての継続的な情報収集や連携強化	こうち男女共同参画センター「ソーレ」
8					●DV対策連携支援ネットワークへの協力。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者や講師の確保が困難である。	・平成30年度DV被害者支援連絡会議(5/30)に出席した。 ・警察によるDV等の体制説明や、女性相談支援センターによる連携・実績の説明を行うとともに、意見交換を行い、連携の強化や専門性の向上等を図った。	・警察によるDV等の体制説明や、女性相談支援センターによる連携・実績の説明を行うとともに、意見交換を行い、連携の強化や専門性の向上等が図れた。	・DV対策連携支援ネットワークへの協力。	・突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
9	1 DVを許さない社会づくり	(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	① 関係機関・団体の連携強化	●市町村との連携強化	・市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。	・市町村への働きかけを継続する、市町村計画策定の手引の活用など情報提供の充実を図る。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・男女共同参画計画の策定働きかけ ・男女共同参画計画策定委員会参加による計画策定支援 ・男女共同参画計画改訂中(4市町) ・男女共同参画計画策定中(2町村)	-	・市町村の個別訪問を強化し、計画の必要性等を説明	・市町村における男女共同参画の取り組みの優先度を上げる働きかけ	県民生活・男女共同参画課
10				●関係者による会議の開催や、DV対策連携支援ネットワークを通じて市町村との連携を強化					●警察や福祉事務所、生活支援相談センター等の関係機関等との意見交換や研修会を通じた連携強化		女性相談支援センター
11				●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	・交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	民間シェルター運営費補助実施の交付決定 ・1か所 1,000千円	・民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要があることから、実績報告の様式や検査方法の見直が必要。	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	・交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。		県民生活・男女共同参画課
12	●民間支援団体との協働の推進 ●民間支援団体の拡充	連携の取ることのできる民間団体の少なさ	・さわやか高知より新生活開始費用等の助成 1件 ・女性保護対策協議会総会へ出席		●民間支援団体との啓発活動の推進	DV防止や被害者支援を行っている民間団体が少ない		女性相談支援センター			

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	
13	1 DVを許さない社会づくり	① 関係機関・団体の連携等による取組の推進	① 関係機関・団体の連携強化	●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発の実施	●民生委員、児童委員をはじめとした各関係機関への啓発活動の再考	上半期実績なし。	上半期実績なし。	●ネットワーク会議を開催し、DV防止の広報・啓発や、DV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼を行う。 ●民生委員・児童委員への啓発活動	●民生委員、児童委員をはじめとした各関係機関への啓発活動の再考	県民生活・男女共同参画課
14				●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼	●各種団体への啓発	●こうち被害者支援センターでの研修実施	●DV防止に向けた広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼ができた。	●各機関・団体の研修会等でのDV防止等の広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼	●広報・啓発等を行う研修会等の機会が少ない	女性相談支援センター
15				●福祉保健所の実施する研修会等の機会を通じてリーフレット等を配布し啓発を行う。(安芸) ●研修等に積極的に参加し職員の資質の向上に努める。またリーフレット等を活用した啓発を継続して行う。(中央東) ●福祉保健所の実施する研修会等様々な機会を通じてリーフレット等を配布し啓発を行う(中央西、幡多) ●管内母子保健従事者研修会等機会を通じてDV防止の啓発を実施する(須崎)	●管内研修会で啓発する場合の事前調整。(安芸)	●実績なし(安芸) ●福祉保健所におけるリーフレット等の配布や啓発期間におけるのぼり旗の活用による啓発を実施。(中央東) ●福祉保健所の開催した研修会にてリーフレットの配布を行った(中央西) ●管内母子保健従事者担当者研修会でDV防止の啓発を実施予定【H30.12.11】(須崎) ●管内母子保健従事者担当者研修会でDV防止の啓発を実施予定【H30.12.11】(須崎) ●福祉保健所の実施する研修会等でリーフレット等を配布し啓発を行った。(幡多)	●下半期に、地区組織の会議等で啓発を実施していく。(安芸) ●継続した啓発が実施できている。(中央東) ●啓発の効果が不明(中央西) ●機会を捉えて啓発を行うことができた。(幡多)	●3月の健康づくり代表者会でリーフレット等を配布し啓発する。(安芸) ●リーフレット等を活用した啓発を継続して行う。(中央東) ●福祉保健所の実施する研修会等様々な機会を通じてリーフレット等を配布し啓発を行う(中央西) ●管内母子保健従事者研修会等機会を通じてDV防止の啓発を実施する(須崎) ●福祉保健所の実施する研修会等の機会を通じてリーフレット等を配布し啓発を行う。(幡多)	●人員の確保(母子定数不足の解消)(中央東)	健康長寿政策課(福祉保健所)
16	継続して権利擁護研修会を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解を深めるための普及啓発	高齢者虐待防止研修会の実施 ・施設中堅職員向け:H30.7月 208名 ・施設リーダー職員向け:H30.8月 80名 ・市町村向け:H30.7月 60名	高齢者の虐待防止に向け、課題への取組に関する知識や理解を深めることができた。	継続して権利擁護研修会を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進	高齢者福祉課			

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
17	1 DVを許さない社会づくり	(1)関係機関・団体の連携強化	①関係機関・団体の連携強化	●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発の実施	研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施に向けた計画等の策定 【行政】11/29(木) 【施設】11/23(金)、12/17(月)	●計画的に研修実施に向けて準備ができています	●継続して研修等における啓発を実施	●対象者への研修開催の周知	障害福祉課
18				国際交流イベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのチラシ配布	特になし	上半期なし	DV及び女性相談支援センターについてのチラシ増刷分を11月に入手し、下半期のイベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等で順次配布していく予定。	国際交流イベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのチラシ配布。	特になし	国際交流課	
19	1 DVを許さない社会づくり	(2)DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進	私立学校人権教育指導業務(委託) ・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援	各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。	平成30年の実績(11月末現在) ・研修会 7回実施(参加者 延 312人) ・学校訪問 延21回(10校) ・教員間でワークを行う研修では、学校間の情報交換ができ、教員の視野が広がっている ・研修後のアンケート等で新しい「気づきがあった」との意見が多数ある	・各学校から参加者があり、全ての学校に研修内容が伝わっている	私立学校人権教育指導業務(委託) ・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援	各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。	私学・大学支援課
20				●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進	・実施園との事前・事後の連絡及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。 ・親育ち支援啓発事業における保護者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村への研修の実施を呼びかけていくとともに、就学時健診での親育ち支援の講話を組み込んでもらえるように働きかける。 ・各園の組織体制を整え、研修の実施や継続的な取組につなげていくよう、幼保推進協議会等を通じて働きかける。	該当なし	・園内研修支援事業において147回(53園)の研修支援を行った。うちブロック別研修支援(13園)では、保育参観に基づくグループ協議を中心継続支援を行っている。また、5回のミドル受講者による公開保育を行い、7名の保育者が他園での保育協議の運営を行った。 ・親育ち支援啓発事業において、保護者への研修を46回(41園・小学校2)行い、実施園における保護者の参加率は43.6%であった。また、実施後の保護者へのアンケート結果において、99.7%が「子どもへの親のかかりが大切だと思う」、99.0%が「今後の子育てに生かしていきたい」と回答があった。 ・保育者への研修は29回(29園)、4市町村で行った。	・各園の研修テーマや要望に合わせた園内研修支援を実施するとともに、ブロック別研修支援においては担当主事が継続支援することで、園の課題や状況に応じた研修等につながっている。 ・保護者への研修を通して、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、子どもに関わろうとする姿が多くなっていることがアンケート結果から伺える。しかし、研修設定の工夫不足や研修参加に消極的な保護者がいるため、研修実施園における保護者の参加につなげていない現状がある。	・実施園との事前・事後の連絡及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。 ・親育ち支援啓発事業における保護者研修や保育者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村への研修の実施を呼びかける。 ・保護者の参加率を上げるために、研修設定の工夫について、研修実施園や市町村と協議をしながら進める。	幼保支援課	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室又は関係機関
21	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進	人権教育主任連絡協議会を開催し、年間指導計画の充実を図る。	多くの人権課題が協議の対象となるため、DV問題に特化することは困難であり、発達段階に応じて取り上げ方の工夫が必要。	人権教育主任連絡協議会を開催(小・中5/25・31 6/5・8 県立5/8)	実施後の分析、検証	人権教育主任連絡協議会を開催	多くの人権課題が協議の対象であり、DV被害に特化することは困難である。	人権教育課
22	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施	・専門人材を活用した校内支援会の月1回以上の実施の定着を図る。	・SCやSSW等の専門人材の活用について、学校の実態に応じた効果的な方法を検討する必要がある。	・専門人材を活用した校内支援会の実施回数(7月末まで) 小学校 809回 中学校 633回 高等学校 217回 ・校内支援会を定期的に開催している学校や専門人材の意見を取り入れている学校が増加した。	・支援の必要な児童生徒に対して、専門的な見立てに基づいた支援が進んだ。	・専門人材を活用した校内支援会の月1回以上の実施の定着と質的向上を図る。	・SCやSSWの配置拡充及び資質向上を図る必要がある。	人権教育課
23					・H30、31年度の2年間で全ての市町村(学校組合)教育委員会が中心となって、特別支援教育学校コーディネーターが特別支援教育について学んだり、校種間で情報共有等ができるよう、連絡会を開催する。	・特に重点支援市町村では、特別支援教育巡回アドバイザーが関わりながら、教育委員会だけでなく福祉や母子支援等と一緒に、子どもを中心としたネットワークを作っていくことが必要である。	・15市町村(学校組合)において、特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会を実施 ・計193回(東部55回、中部57回、西部81回)、特別支援教育巡回アドバイザーが学校等への訪問支援を実施 ・中核取組校(小6校、中3校)における個別の指導計画作成率:小89.9%、中61.1%(うち発達障害の診断がある児童生徒:小96.0%、中87.5%)	・校内支援会を計画的に実施し、個別の指導計画をもとにした組織的な取組を進める学校が増えている。	・平成30年度未実施の市町村において、コーディネーター連絡協議会を開催。 ・2市4町1村を指定し、特別支援教育巡回アドバイザーが支援。	・学校内だけでなく、保護者や関係機関といった校外の関係者との連携を推進することが重要	特別支援教育課
24					・高等学校生徒支援コーディネーター研修の継続	・県教育委員会関連所課との更なる連携を図る。	・高等学校生徒支援コーディネーター研修実施①5/30 受講者452名 ②8/6 参加者29名 受講者評価3.9(4件法)と満足度の高い研修となっている。 ・教育相談スキルアップ研修実施①6/26 受講者7校7名 受講者評価4.0(4件法)と満足度の高い研修となっている。	・生徒支援に関わる教員に支援の必要な生徒への具体的な生徒指導及び教育相談等の在り方について支援を行うことができた。	・高等学校生徒支援コーディネーター研修 教育相談スキルアップ研修については、受講対象者の拡大を検討する。	・県教育委員会関連所課との連携を図る。	教育センター

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室又は関係機関
25	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。	・市町村の参考になる広報文案の作成と情報提供 ・市町村広報紙へのDV関連記事の掲載(文案を参考にした記事、市町村DV相談窓口の紹介など)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりでの掲載が多い。 ・様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらうか。	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。	県民生活・男女共同参画課
26					●受託研修について広報	地域での研修会への講師依頼が少ない	・高知県女性保護対策協議会総会での講演	・民生委員・児童委員を含む関係者にDVに関する啓発ができた	●研修会等への講師派遣の広報と実施	派遣要請が極めて少ない	女性相談支援センター
27					●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止研修の実施につながる啓発や広報	上半期実績なし	上半期実績なし	●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止の研修実施につながる啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」
28					啓発用資料を活用し、体験的な研修を充実させていく。	一人一人の体験を確保するためには、研修時間の確保が課題である。	・市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会(中部・高知市地区5/21 西部地区5/24 東部地区5/14) ・社会教育主事等研修及び市町村人権教育・啓発担当者(9/7)	・計画の実施とPDCAの進め方を研修し、好評であった。 ・研修参加者が短時間のプレゼンテーションを体験し、実践的な内容で研修できた。	啓発用資料を活用し、体験的な研修を充実させていく。	一人一人の体験を確保するためには、研修時間の確保が課題である。	人権教育課
29					●講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知する	・DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断	【講師派遣等事業】 派遣回数(9月末現在):170回 受講者数6,986回 うち「女性の人権」派遣回数:4回 受講者数:160人	派遣4回のうち、2回が南国市男女共同参画推進中学校出前講座(香南中35人、北陵中79人)で、生徒及び教員を対象に「デートDV」等について積極的に啓発している。	●講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知する	・DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断	人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
30	1DVを許さない社会づくり	(2)DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	商工部門や業界団体と連携して、啓発の実施や協力の依頼を行う。	特に無し	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・上半期については、啓発等未実施	・上半期については、啓発等未実施	商工部門や業界団体と連携して、啓発の実施や協力の依頼を行う。	特に無し	県民生活・男女共同参画課
31					●受託研修について広報	人権研修にDVを取り上げてくれる企業等があるのか	—	—	●研修会等への講師派遣の広報と実施	派遣要請にいたらない	女性相談支援センター	
32					●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止研修の実施につながる啓発や広報	上半期実績なし	上半期実績なし	●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止研修の実施につながる啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」	
33					●講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知する	・DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断	【講師派遣等事業】派遣回数(9月末現在):170回 受講者数6,986回 うち「女性の人権」派遣回数:4回 受講者数:160人	派遣4回のうち、2回が南国市男女共同参画推進中学校出前講座(香南中35人、北陵中79人)で、生徒及び教員を対象に「デートDV」等について積極的に啓発している。	●講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知する	・DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断	人権啓発センター	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】														
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関				
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等					
34	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	● 広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定。) 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/7) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所) ○高知城パープルライトアップ	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年ででの広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させられる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年ででの広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させられる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年ででの広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年ででの広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	県民生活・男女共同参画課
35					●ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した意識啓発	・DVについて県民の関心を高めるため情報の充実を図る。	・ホームページの更新頻度に留意することで、県民に対する意識啓発につなげた。	・さらなるホームページの情報の充実を図る。	●ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した意識啓発	・DVについて県民の関心を高めるためさらに情報の充実を図る必要がある。	男女共同参画センター「ソーレ」			
36					●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発	●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。 ●DV防止をはじめとする人権啓発研修を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 ・電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	上半期実績なし	●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。 ●DV防止をはじめとする人権啓発研修を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 ・電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	人権啓発センター			
37	●市町村等関係機関・団体への広報・意識啓発実施の働きかけ	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。	・市町村の参考になる広報文案の作成と情報提供 ・市町村広報紙へのDV関連記事の掲載(文案を参考にした記事、市町村DV相談窓口の紹介など)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりでの掲載が多い。 ・様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらうか。	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりでの掲載が多い。 ・様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらうか。	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりでの掲載が多い。 ・様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらうか。	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりでの掲載が多い。 ・様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらうか。	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	県民生活・男女共同参画課	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	(アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
38	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発	●民間支援団体と連携した広報・啓発、相談カードの作成・配布 ●啓発用ポスターの作成・掲示 ●「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定) ・女性保護対策協議会(民間女性支援団体)と連携した相談カードの作成(23,500枚)及び配布 ・国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)	(上半期実績なし)	●民間支援団体と連携した広報・啓発、相談カードの作成・配布 ●啓発用ポスターの作成・掲示 ●「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課
39					●リーフレット等の配布先の新規開拓	配布できるところが限定される	—	—	●リーフレット等の配布先の新規開拓	—	女性相談支援センター
40					●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発。	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV防止の啓発誌や啓発パネルの活用	・ソール館内、出前講座や会議等で啓発誌を配布。 ・啓発パネルの貸出し ・DV防止の意識啓発	・意識啓発のため、さまざまな機会を通じて啓発パネルの掲示や啓発誌等の配布を行っていく。	●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用	男女共同参画センター「ソール」
41					●庁舎内でポスター、DV啓発パンフレット、啓発カード等を利用した啓発をする。(安芸) ●リーフレットを配布して啓発を継続していく。(中央東) ●DVについてのリーフレットやカード等の配布を行う(中央西) ●機会を通じ、福祉保健所研修会でDV防止のリーフレットを配布し啓発を実施する(須崎) ●様々な機会を通じDVについてのリーフレット、カード等の配布を行う(幡多)	●DV防止と啓発を常に念頭に置いてリーフレット等の配布だけにとどまらない取組が必要。 ●母子担当だけでなく、高齢、障害分野等での取組の必要(須崎)	●庁舎内でポスター掲示。男女の全トイレにDV啓発カード等を継続して設置。(安芸) ●福祉保健所におけるリーフレット等の配布や啓発期間におけるのぼり旗の活用による啓発を実施。(中央東) ●DVについてのリーフレット、カード等を福祉保健所の窓口やトイレなどに設置した。(中央西) ●管内母子保健従事者担当者研修会でDV防止の啓発を実施予定【H30.12.11】(須崎) ●福祉保健所の実施する研修会等でDVについてのリーフレット、カード等の配布を行った。(幡多)	●庁舎で男女の来客や職員に、相談先のカード等を取りやすくしている。(安芸) ●継続した啓発が実施できている。(中央東) ●啓発の効果が不明(中央西) ●機会を捉えて啓発を行うことができた。(幡多)	●庁舎内でポスター、DV啓発パンフレット、啓発カード等を利用した啓発をする。(安芸) ●リーフレット等を活用した啓発を継続して行う。(中央東) ●DVについてのリーフレットやカード等の配布を行う(中央西) ●機会を通じ、福祉保健所研修会でDV防止のリーフレットを配布し意識啓発を実施する(須崎) ●様々な機会を通じDVについてのリーフレット、カード等の配布し啓発を行う(幡多)	●人員の確保(母子定数不足の解消) ●DV防止と啓発を常に念頭に置いてリーフレット等の配布だけにとどまらない取組が必要。 ●母子担当だけでなく、高齢、障害分野等での取組の必要(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
42	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○市町村広報紙掲載に向けた広報文案の送付 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動(相談カードの作成・配布、街頭キャンペーン) ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させられる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定。) 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/7) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・高知城パープルライトアップ ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させられる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課
43					●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施 ●民間支援団体の拡充	連携の取ることのできる民間団体の少なさ	—	—	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施 ●民間支援団体の拡充	連携の取ることのできる民間団体が少ない	女性相談支援センター
44					●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	上半期実績なし。	●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	男女共同参画センター「ソーレ」	
45					●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用したDV防止の啓発については、DVについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	上半期実績なし	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用したDV防止の啓発については、DVについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	人権啓発センター	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
46	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	<p>●若者や高齢者、障害者、外国人等を対象とした各種相談窓口でのDVに関する広報・啓発の実施</p> <p>広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。 ・PRINKのオープンスペースを活用して専門講師によるミニ学習会の開催や、産婦人科医師による相談日の設定、予期しない妊娠等に関する専門相談電話を開設し、デートDV等も含めた学習の場や、若者や思春期から更年期までの女性が気軽に相談できる場を提供していく。</p>	<p>・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードの配布先の拡大。 ・相談窓口の周知方法について工夫が必要。 ・教育委員会や学校現場、他の相談機関との連携 ・相談員の体制</p>	<p>・広報用名刺大カード及び周知用チラシを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布。 ・デートDVについて記載した思春期ハンドブックを県内高校1年生に配布するとともに、性に関する専門講師派遣事業や学校等で実施する性教育の授業等で活用。 ・高知市立以外の中学校や助産師等から思春期ハンドブックの活用希望があれば配布。 ・オープニング記念講演会と内覧会の開催。(8/30)</p>	<p>・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ・性に関する専門講師派遣事業実施後の思春期ハンドブックに関するアンケートでは「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていていると考える。 ・PRINK移転オープンに関するPRにより思春期ハンドブックの活用希望が増えている。 ・オープニング記念講演会開催後にPRINK内覧会により、学校関係者や関係機関からの相談が増えている。</p>	<p>広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。 ・PRINKのオープンスペースを活用して専門講師によるミニ学習会の開催や、産婦人科医師による相談日の設定、予期しない妊娠等に関する専門相談電話を開設し、デートDV等も含めた学習の場や、若者や思春期から更年期までの女性が気軽に相談できる場を提供していく。</p>	<p>・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードの配布先の拡大。 ・相談窓口の周知について工夫が必要。 ・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。 ・相談員の体制</p>	健康対策課	
47				引き続き各地域包括支援センターなども含めた相談機関を周知する。	より多くの県民への周知	<p>・高齢者総合相談での相談受付件数:266件 ・市町村及び施設従事者に向けた虐待研修 ・県内の量販店でリーフレットを配布。 ・認知症コールセンターでの相談受付件数:258件</p>	<p>・地域包括支援センターや専門機関の相談機能もあり、相談件は減少しているが、高齢者虐待など権利擁護に関する相談が継続的に寄せられている。 ・昨年度に比べ認知症コールセンターでの相談受付件数は増加しており、周知が進んでいる。</p>	引き続き各地域包括支援センターなども含めた相談機関を周知する。	より多くの県民への周知	高齢者福祉課	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
48	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●若者や高齢者、障害者、外国人等を対象とした各種相談窓口でのDVIに関する広報・啓発の実施	研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施に向けた計画等の策定 【行政】11/29(木) 【施設】11/23(金)、12/17(月)	●計画的に研修実施に向けて準備ができています	●継続して研修等における啓発を実施	●対象者への研修開催の周知	障害福祉課
49					チラシ配布	特になし	外国人の生活相談を実施し、上半期の相談10件の中にDVIに関係する相談はなかった。	DV及び女性相談支援センターについてのチラシ増刷分を11月に入手し、外国人の生活相談来所者に対して周知する。	国際交流イベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのチラシ配布。	特になし	国際交流課
50					①若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用してもらえらる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定。) 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/7) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・高知城パープルライトアップ ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分のため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用してもらえらる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。
51	③若年層に対する予防教育の推進	●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した広報・啓発の実施	●ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した広報・啓発	・デートDVについて県民の関心を高めるため情報の充実を図る。	・ホームページの更新頻度に留意することで、県民に対する意識啓発につなげた。	・さらなるホームページの情報の充実を図る。	●ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した広報・啓発	・デートDVについて県民の関心を高めるためさらに情報の充実を図る必要がある。	男女共同参画センター「ソーレ」		
52			●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。 ●DV防止をはじめとする人権啓発研修を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用した啓発については、DVIに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	講師派遣事業(9月末まで)119回のうち女性の人権:3回(市町村1回、中学校2回) 受講者141人	29年度から「デートDV」等をテーマとして若年層を対象とした依頼が多くなっている。	●人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。 ●DV防止をはじめとする人権啓発研修を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用した啓発については、DVIに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	人権啓発センター		

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
53	1 DVを許さない社会づくり	(3) 若年層に対する予防教育の推進	①若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施	●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による広報・啓発	●デートDVパンフレットの配布先拡充と啓発パネルの活用	・ソール館内、出前講座や会議等でパンフレットを配布。 ・デートDV防止の意識啓発	・意識啓発のため、さまざまな機会や場所において啓発パネルの掲示や啓発誌等の配布を行うっていく。	●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による広報・啓発	・デートDVパンフレットの配布先拡充と啓発パネルの活用	男女共同参画センター「ソール」	
54				●リーフレット等の作成及び配布による広報・啓発の実施	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定) ・女性保護対策協議会(民間女性支援団体)と連携した相談カードの作成(23,500枚)及び配布 ・国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)	(下半期に分析・検証予定)	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難	県民生活・男女共同参画課
55				●デートDV防止等の研修を出前講座により実施	●中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報	6月に高等学校の生徒を対象に「生と性」の問題を中心とした出前講座を実施し、279人の生徒が受講した。この講座では、DVの未然防止にもつながる「自分と他者を大切に思う」心を育むための学びの場が提供できた。	さらなる情報発信に努めることで、講座依頼数の拡大につながる必要がある。	●デートDV防止等の研修を出前講座等により実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報	男女共同参画センター「ソール」
56				PTAの人権教育研修において、研修の回数を増やしたり、複数テーマの研修を実施するなどの工夫を提案していく。	多くの実施が計画された場合に、研修ニーズに対応できる講師の確保	人権教育主任連絡協議会等で、人権問題の研修をPTAで行ってもらうように伝えている。	女性の人権を含む人権教育全般のお願いとなり、女性の人権に特化したお願いとはなっていない。	PTAの人権教育研修において、女性の人権をテーマにした内容のみをお願いしていくことは困難だが、研修の回数を増やしたり、複数テーマの研修を実施するなどの工夫をお願いしていく。	多くの実施が計画された場合に、対応できる講師や指導主事の力量は課題となる。	人権教育課(主) 小中学校課 高等学校課	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
57	1 DVを許さない社会づくり	①若い世代におけるデートDV等防止に向けた取り組み (3)若年層に対する予防教育の推進	●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	校内の人権教育研修において、研修の回数を増やしたり、複数テーマの研修を実施するなど工夫を提案していく。	多くの実施が計画された場合に、研修ニーズに対応できる講師の確保	人権教育主任連絡協議会等で、人権問題の研修を構内で行ってもらうように伝えている。	女性の人権を含む人権教育全般のお願いとなり、女性の人権に特化したお願いとはなっていない。	校内の人権教育研修において、女性の人権をテーマにした内容のみをお願いしていくことは困難だが、研修の回数を増やしたり、複数テーマの研修を実施するなどの工夫をお願いしていく。	多くの実施が計画された場合に、対応できる講師や指導主事の力量は課題となる。	人権教育課
58				人権教育セミナーにおける女性・犯罪被害者等の人権課題において、「女性(DV・性暴力被害者)・犯罪被害者の人権」を主題とし、DVの内容を含めた研修を実施する。	研修のねらいから、DVに特化した研修にすることは難しい。また、学校現場で研修内容が生かされるよう講師との綿密な打合せが欠かせない。	○人権教育セミナーⅡ期(7/30)において、「女性(DV・性暴力被害者)・犯罪被害者の人権」と題して、講師自身の実体験を踏まえた講義・演習の実施。 ・受講者34名。 ・教職員が、DV及び性暴力被害等の現実を知ること、学齢期の発達段階に応じた女性の人権擁護に係る学習指導等の必要性について認識を深めることができた。 ・女性と男性、それぞれが互いの人権を尊重することの重要性について再確認することができ、DVの未然防止に向けた人権学習や生徒指導等が生かされることが期待できる。	人権教育セミナーⅡ期「女性(DV・性暴力被害者)・犯罪被害者の人権」の受講後アンケート(5件法)の総合評価は、4.1と高い評価であった。「新しい情報を得ることができたか」が【4.4】と最も高く、「学校・学級での教育実践に生かせる内容でしたか」【4.2】、「自己の課題意識に応える内容になっていましたか」【3.9】という評価であり、研修のねらいはおおむね達成できたと考える。	10の人権課題を取り上げる研修等とおして、DVを含めた女性の人権に関する研修を計画する。	研修のねらいから、DVに特化した研修にすることは難しい。また、学校現場で研修内容が生かされるよう講師との綿密な打合せが欠かせない。	教育センター
59				●デートDV防止等の研修を出前講座により実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報	上半期実績なし	上半期実績なし	●デートDV防止等の研修を出前講座により実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報	男女共同参画センター「ソール」

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
60		推進	教育・啓発の実施	<p>●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報・啓発の実施</p>	<p>広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。 ・PRINKのオープンスペースを活用して専門講師によるミニ学習会の開催や、産婦人科医師による相談日の設定、予期しない妊娠等に関する専門相談電話を開設し、デートDV等も含めた学習の場や、若者や思春期から更年期までの女性が気軽に相談できる場を提供していく。</p>	<p>・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードの配布先の拡大。 ・相談窓口の周知方法について工夫が必要。 ・教育委員会や学校現場、他の相談機関との連携 ・相談員の体制</p>	<p>・広報用名刺大カード及び周知用チラシを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布。 ・デートDVについて記載した思春期ハンドブックを県内高校1年生に配布するとともに、性に関する専門講師派遣事業や学校等で実施する性教育の授業等で活用。 ・高知市立以外の中学校や助産師等から思春期ハンドブックの活用希望があれば配布。 ・オープニング記念講演会と内覧会の開催。(8/30)</p>	<p>・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ・性に関する専門講師派遣事業実施後の思春期ハンドブックに関するアンケートでは「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていていると考える。 ・PRINK移転オープンに関するPRにより思春期ハンドブックの活用希望が増えている。 ・オープニング記念講演会開催後にPRINK内覧会により、学校関係者や関係機関からの相談が増えている。</p>	<p>広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。 ・PRINKのオープンスペースを活用して専門講師によるミニ学習会の開催や、産婦人科医師による相談日の設定、予期しない妊娠等に関する専門相談電話を開設し、デートDV等も含めた学習の場や、若者や思春期から更年期までの女性が気軽に相談できる場を提供していく。</p>	<p>・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードの配布先の拡大。 ・相談窓口の周知について工夫が必要。 ・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。 ・相談員の体制</p>	健康対策課	
61	1	DVを許さない社会づくり	(4) 加害者への対応	① 加害者への厳正な対応	<p>●現場警察官の加害者への対応能力の向上</p>	<p>●各種研修の実施。 ●専科教養におけるDV授業の実施。 ●DV担当者による専科教養への入校。</p>	<p>●警察官によるDV加害者への対応能力向上のための効果的な教養の実施。</p>	<p>●県下12署への巡回指導(4月中)において、DV担当者への教養を行った。 ・署当直責任者研修会(4/3)において、当直責任者に対し、DV教養を行った。 ・警察総合相談業務新任担当者研修会(4/27)において、DV相談担当者への教養を行った。 ・人身安全関連事案対策処担当者研修会(5/11)において、DV担当者への教養を行った。 ・人身安全関連事案対策専科(6/4~6/8)において、DV担当者への教養を行った。 ・各種教養により、DV加害者への対応能力の向上を図った。</p>	<p>●各種教養により、DV加害者への対応能力の向上が図れた。</p>	<p>●各種研修の実施。 ●専科教養におけるDV授業の実施。 ●DV担当者による専科教養への入校。</p>	<p>●警察官によるDV加害者への対応能力向上のための効果的な教養の実施。</p>	警察本部(少年女性安全対策課)
62				① 加害者への厳正な対応	<p>●保護命令が出された加害者に対する警告の実施</p>	<p>●保護命令が発令された直後に加害者へ接触した事実の確認及び指導警告を実施。</p>	<p>●加害者と接触出来なかった場合における、同人に対する発令事実の確認及び指導警告。 ●対応する警察官の選定。</p>	<p>●保護命令が出された加害者全員に対し、発令事実の確認及び指導警告を実施した。 ・署と本部が連携の上、対応する警察官を選定し、適切に対応した。 ・加害者に対する発令事実の確認及び指導警告により、犯行の抑止を図るとともに、保護命令違反があった際における加害者の犯意の立証を図った。</p>	<p>●加害者に対する発令事実の確認及び指導警告により、犯行の抑止が図れるとともに、保護命令違反があった際における加害者の犯意の立証が図れた。</p>	<p>●保護命令が発令された直後に加害者へ接触し、保護命令が発令された事実の確認及び指導警告を実施。</p>	<p>●加害者と接触出来なかった場合における、同人に対する発令事実の確認及び指導警告。 ●対応する警察官の選定。</p>	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	
63				●「男性のための悩み相談」の実施	・一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	・引き続き、相談カードの配布・設置を行った。	・広く継続的に相談窓口の周知を図ることが必要。	●「男性のための悩み相談」の実施	・一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	こうち男女共同参画センター「ソーレ」
64			②加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施	専門性を生かした相談支援の実施	関係機関との継続的な連携	●精神保健福祉センターでの面接相談9件(実数)のうち、加害者からの相談1件(9月末時点) ●メンタルヘルスに関し専門的な相談を行った	個別面接で対応している	専門性を生かした相談支援の実施	関係機関との継続的な連携	精神保健福祉センター
65	1DVを許さない社会づくり	(4)加害者への対応	●加害者を対象とした各種相談の実施	●精神保健福祉業務として「心の健康相談」を定期で実施。(安芸) ●電話、窓口での相談を受けた時には、傾聴のうえ女性相談支援センター等専門機関を紹介する。(中央東) ●「心の健康相談」の利用について市町村への周知を行う(中央西) ●必要に応じ嘱託医相談や専門職の相談につなげる。(須崎) ●精神保健福祉業務として「嘱託医相談」、「心の健康相談」を開催、相談事例があった場合は、関係機関と連携し、随時適切な対応を行う。(幡多)	●本人や支援者も、心理的DVには気づきにくいばあいがあり、相談につながりにくい。(安芸) ●加害者対象の相談事例がない加害者対象の相談を実施していることを広報する必要と加害者相談に精通した相談員の派遣依頼も必要(須崎)	●心の健康相談は実績なし。(安芸・中央東、須崎) ●嘱託医の「心の健康相談」への利用はなかったが精神疾患のある本人や市町村からの相談あり。(中央西) ●相談事例なし(幡多)	●加害者から相談がなく、周囲が発見して紹介することも難しい。被害者への支援はあるが、加害者が相談する場は少ない。(安芸) ●取組の継続(中央東) ●開催日と回数が決められている嘱託医の相談よりは、精神保健福祉専門職への相談が利用しやすい。(中央西) ●相談事例があれば、関係機関と連携し、随時対応する。(幡多)	●加害者に精神疾患が疑われる場合は「心の健康相談」を紹介する。また課題を抱えている家族を支援する場合は、DV発見の視点を心がけて、繋げる(安芸) ●相談があった場合は、傾聴のうえ女性相談支援センター等専門機関を紹介する。(中央東) ●必要に応じ嘱託医相談や専門職の相談につなげる。また「心の健康相談」の利用について市町村への周知を行う(中央西) ●必要に応じ嘱託医相談や専門職の相談につなげる。(須崎) ●精神保健福祉業務として「嘱託医相談」、「心の健康相談」を開催、相談事例があった場合は、関係機関と連携し、随時適切な対応を行う。(幡多)	●加害者のDVの自覚が低く、相談に繋がりにくい(安芸) ●緊急性等の判断等(中央東) ●加害者からの相談事例がない。加害者対象の相談を実施していることを広報する必要と加害者相談に精通した相談員の派遣依頼も必要(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	(アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室又は関係機関
66	1 DVを許さない社会づくり	(4) 加害者への対応	② 加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施	●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知	・ソレ広報誌でのDV防止の意識啓発及び男性相談窓口を周知する相談カード(女相作成、ソレ作成)の配布等 ・加害者に対する意識啓発のため、相談員のスキルアップ研修の実施	一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定。) ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動を通して、男性相談窓口の周知を図る。 ・ラジオ対談でソレの男性相談窓口の周知を図る予定。(11/7) ・男性相談窓口を記載した啓発ポスターを掲示(県内の交通機関)	(下半期に分析・検証予定)	・ソレ広報誌でのDV防止の意識啓発及び男性相談窓口を周知する相談カード(女相作成、ソレ作成)の配布等 ・加害者に対する意識啓発のため、相談員のスキルアップ研修の実施	一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	県民生活・男女共同参画課
67				●啓発パネルの掲示、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発と相談カードの配布等による相談窓口の周知	・一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	・引き続き、相談カードの配布・設置を行った。	・広く継続的に相談窓口の周知を図ることが必要。	●啓発パネルの掲示、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発と相談カードの配布等による相談窓口の周知	一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	男女共同参画センター「ソレ」	
68				関係機関を通じての相談窓口の周知及び関係機関への情報提供	関係機関への周知、情報提供	●加害者からの相談1件は前年度からの継続相談 ●関係機関からの相談のうち、加害者に関する相談はなかった	相談に関しては個別対応	関係機関を通じての相談窓口の周知及び関係機関への情報提供	関係機関への周知、情報提供	精神保健福祉センター	
69				●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討	国や他県の情報収集 加害者更生プログラムが発展途上にあるため、プログラムに関する情報が不足	加害者更生プログラムが発展途上にあるため、プログラムに関する情報が不足	関係団体含め国や他県の情報収集に努めた。	加害者更生プログラム自体が新しい取組であり、効果が国等により検証されている段階のため、情報が不足している。引き続き情報収集の必要がある。	国や他県の情報収集 加害者更生プログラムが発展途上にあるため、プログラムに関する情報が不足	県民生活・男女共同参画課	
70				●国や他県等の情報収集	・情報の充実と人員不足の解消	上半期実績なし	上半期実績なし	●国や他県等の情報収集	・情報の充実と人員不足の解消	男女共同参画センター「ソレ」	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等
71	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	● 広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○ 広報広聴課、人権啓発センター等、活用させられる広報媒体を活用した広報の実施 ・ 広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ ラジオ対談、原稿読み上げ ・ テレビCM(人権啓発センター) ○ 公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○ 民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・ 広報・啓発素材の作成・配布 ・ 高知城パープルライトアップ	・ 広報素材の工夫や広報の強化 ・ ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定。) 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○ 各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ ラジオ対談(11/7) ○ 民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・ 啓発ポケットティッシュの配布 ・ 高知城パープルライトアップ ・ 相談窓口周知カードの作成・配布 ○ 公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所)	・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・ 通年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○ 広報広聴課、人権啓発センター等、活用させられる広報媒体を活用した広報の実施 ・ 広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ ラジオ対談、原稿読み上げ ・ テレビCM(人権啓発センター) ○ 公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○ 民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・ 広報・啓発素材の作成・配布 ・ 高知城パープルライトアップ	・ 広報素材の工夫や広報の強化 ・ ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課
72				● ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した周知	・ DVについて県民の関心を高めるため情報の充実を図る。	・ ホームページにおいて、DV防止の啓発とともに相談窓口として紹介。	—	● ソーレ情報誌やホームページ、メールマガジン等を活用した周知	・ DVについて県民に十分知られていない	男女共同参画センター「ソーレ」
73				● 人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。 ● DV防止をはじめとする人権啓発研修を実施する。	・ 被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	上半期実績なし	● 人権啓発電車・ラジオ、ホームページ等を活用した啓発を実施する。 ● DV防止をはじめとする人権啓発研修を実施する。	・ 被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	人権啓発センター	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
74	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	①配偶者暴力相談支援センターの周知	取組の内容	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	(下半期に分析・検証予定)	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難	県民生活・男女共同参画課
75				●リーフレット等を活用した周知	●リーフレット等を作成し、配布を行い広報啓発 ●「女性に対する暴力をなくす運動」月間における各機関と連携した集中的な広報啓発 ●ホームページの活用	配布できる場所が限られている。	—	—	●リーフレット等を作成し、会議や研修会での配布による広報啓発 ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間における民間支援団体と連携した集中的な広報啓発 ●ホームページでの相談先の周知	—	女性相談支援センター
76				●啓発誌やリーフレット等の配布による周知	●DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用	・啓発誌やリーフレットに記載して配布し、周知を図った。	—	●啓発誌やリーフレット等の配布による周知	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用	男女共同参画センター「ソーレ」
77				●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知の実施	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○市町村広報紙掲載に向けた広報文案の送付 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動(相談カードの作成・配布、街頭キャンペーン) ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定) 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/7) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・高知城パープルライトアップ ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年で広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
78	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に実施する講演会等の周知の強化 ●県民への幅広い周知活動の実施 ●DV防止講演会での配偶者暴力相談支援センターについての広報	・配布場所が限られている ・協力団体の固定化				●民間支援団体と連携した、チラシ等の事業所等のトイレへの設置及び街頭配布	女性相談支援センター	
79				●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知の実施	●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	上半期実績なし	上半期実績なし	●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	男女共同参画センター「ソーレ」
80				●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 ・電車を利用した啓発については、DVに関する自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	上半期実績なし		●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 ・電車を利用したDV防止の啓発については、DVについては自前の啓発素材が無いことから関係団体から提供を受ける必要がある。	人権啓発センター	
81				●市町村等関係機関・団体・企業等の広報媒体を活用した周知実施の働きかけ	●市町村・関係機関の広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。	・市町村の参考になる広報文案の作成と情報提供 ・市町村広報紙へのDV関連記事の掲載 (文案を参考にした記事、市町村DV相談窓口の紹介など)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりでの掲載が多い。 ・様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらうか。	●市町村・関係機関の広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
82	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●各種相談機関の相談窓口での周知	●様々な広報資料を活用した周知	・当課への直接の来所相談の事例が少ないため、周知方法が間接的になりがち	・啓発チラシや相談カードによる窓口の周知を行った。	・当課への直接の来所相談はなかったが、相談窓口の周知は、啓発資料によって周知を行った。 ・当課に相談があった場合の対応は、統一できている。	●様々な広報資料を活用した周知	・当課への直接の来所相談の事例が少ないため、周知方法が間接的になりがち	県民生活・男女共同参画課	
83				●各種相談機関の相談窓口での周知	・広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。 ・PRINKのオープンスペースを活用して専門講師によるミニ学習会の開催や、産婦人科医師による相談日の設定、予期しない妊娠等に関する専門相談電話を開設し、デートDV等も含めた学習の場や、若者や思春期から更年期までの女性が気軽に相談できる場を提供していく。	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードの配布先の拡大。 ・相談窓口の周知方法について工夫が必要。 ・教育委員会や学校現場、他の相談機関との連携 ・相談員の体制	・広報用名刺大カード及び周知用チラシを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布。 ・デートDVについて記載した思春期ハンドブックを県内高校1年生に配布するとともに、性に関する専門講師派遣事業や学校等で実施する性教育の授業等で活用。 ・高知市立以外の中学校や助産師等があれば配布。 ・オープニング記念講演会と内覧会の開催。(8/30)	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ・性に関する専門講師派遣事業実施後の思春期ハンドブックに関するアンケートでは「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていていると考える。 ・PRINK移転オープンに関するPRにより思春期ハンドブックの活用希望が増えている。 ・オープニング記念講演会開催後にPRINK内覧会により、学校関係者や関係機関からの相談が増えている。	広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。 ・PRINKのオープンスペースを活用して専門講師によるミニ学習会の開催や、産婦人科医師による相談日の設定、予期しない妊娠等に関する専門相談電話を開設し、デートDV等も含めた学習の場や、若者や思春期から更年期までの女性が気軽に相談できる場を提供していく。	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードの配布先の拡大。 ・相談窓口の周知について工夫が必要。 ・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。 ・相談員の体制	健康対策課
84				●各種相談機関の相談窓口での周知	高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	関係機関と連携し、高齢者総合相談を実施 相談受付数：266件	—	高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	—	高齢者福祉課	
85				●各種相談機関の相談窓口での周知	研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施に向けた計画等の策定 【行政】11/29(木) 【施設】11/23(金)、12/17(月)	●計画的に研修実施に向けて準備ができています	●継続して研修等における啓発を実施	●対象者への研修開催の周知	障害福祉課

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
86	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置	国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ●国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	上半期実績なし。	上半期実績なし。	国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ●国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	県民生活・男女共同参画課
87					国際交流イベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのチラシ配布	特になし	上半期なし	DV及び女性相談支援センターについてのチラシ増刷分を11月に入手し、下半期のイベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等で順次配布していく予定。	国際交流イベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのチラシ配布。	特になし	国際交流課
88					●警察と配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携	●配偶者暴力相談支援センターと警察の役割分担の明確化 ●初期対応する部署、生活安全課以外の部署との連携	●連絡会の実施 1回 ●警察職員への研修 2回 ●一時保護要請の際の確認事項と説明文を警察に配布	●緊急時の連絡確認、受け入れ、個別ケースの情報共有がスムーズにできるようになった	●警察と配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携のための意見交換や情報共有の実施	女性相談支援センター	
89					●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保	●女性相談支援センターが開催する意見交換会への出席。 ●DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。 ●連絡を密にした情報交換及び協力依頼体制の構築。	●夜間休日時における協力体制の強化。 ●人員の確保。	●平成30年度DV被害者支援連絡会議(5/30)に出席した。 ●人身安全関連事業対策専科(6/7)において、女性相談支援センター所長を講師として招致した。 ●平成30年度DV被害者支援連絡会議における女性相談支援センターとの意見交換や、専科教養による講師としての招致により、連携の強化や24時間対応できる体制の確保を図った。	●平成30年度DV被害者支援連絡会議における女性相談支援センターへの出席。 ●DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。 ●連絡を密にした情報交換及び協力依頼体制の構築。	●夜間休日時における協力体制の強化。 ●人員の確保。	警察本部(少年女性安全対策課)
90	●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施	●女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	ハローワークやひとり親家庭等就業自立支援センター等関係機関と連携を図りながら就労支援を実施。(今年度はDV被害者からの相談実績なし)	今年度DV被害者からの相談実績はないが、来室したDV被害者に対する相談対応や、必要に応じて関係機関と連携できる体制を整えている。	●女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	県民生活・男女共同参画課			
91		●関係機関の研修会等への参加	多くの問題があるため、DVに対しては、対応が後回しになっている。	●こうちセーフティネット連絡会、「社会を明るくする運動」高知県推進委員会、自殺対策関係機関連絡調整会議への参加	—	●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	—	女性相談支援センター			

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
92	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施	<p>■全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の周知と、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施</p>	<p>・市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握</p>	<p>○全市町村の保護児童対策地域協議会における見守り支援体制の現状把握の実施(H30.5-7月) ・国(乳児家庭全戸訪問事業等)や県(子どもの見守り体制推進交付金)の周知 ・上記事業を活用しての見守り支援体制の確認 ・民生委員・児童委員の活用に向けた意向とその活用状況 ・地域子育て支援センターとの連携 ○市町村が管理する在宅虐待ケース(0-2歳児の未就園を対象)の見守り状況の確認(9-10月) ○健康対策課との合同ヒアリングによる市町村の母子保健部署と児童福祉部署の連携状況の把握(9-10月)</p>	<p>・市町村の管理ケースに対するアセスメント力(リスクアセスメント含む)が向上しているとともに、組織として適切に判断対応できつつあるとともに、母子保健部署とも密な情報共有が実施されており、連携した対応がなされている。 ・市町村児童家庭相談担当部署で策定する支援計画を、要対協の関係機関での共有が不十分でないケースが散見されることから、関係機関の協働により、支援体制の充実を図るためにも支援計画の共有化が必要である。 ・民生委員・児童委員の役割(平日夜間や休日の見守り、生活状況の確認等)に期待しているものの、情報漏えい等の不安から十分活用できていない。</p>	<p>■市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた協議や適切な運営に向けた市町村児童家庭相談担当部署での支援計画作成及び要対協での効果的な支援実施への支援 ■乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等を活用した市町村における見守り支援体制の充実に向けた協議 ■市町村による民生委員・児童委員の理解促進に向けた研修等の実施の働きかけへの支援</p>	<p>・市町村の市区町村子ども家庭総合支援拠点の人員体制及び運営に対する十分な理解が進んでいないことから、支援拠点の設置が進んでいない。 ・出生数の少なさ、養育支援を実施できる委託先や人材不足により事業を活用しての見守り支援体制が不十分である。 ・民生委員・児童委員の役割(平日夜間や休日の見守り、生活状況の確認等)に期待しているものの、情報漏えい等の不安から十分活用できていない。</p>	児童家庭課
93					<p>■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携</p>	<p>・地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 ・各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底</p>	<p>・全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会(6月実施)及び市町村への訪問支援時(H30.4~10月)により、 ①民生委員・児童委員を支援スタッフとして積極的に協力を求める ②協力を求める場合は、具体的にその内容を民生委員・児童委員に直接つたえること。 ③個人情報を含め、業務上知り得た情報は第三者に漏らさないこと等を繰り返し説明し、徹底を図っている。</p>	<p>・個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。</p>	<p>■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携</p>	<p>・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る</p>	児童家庭課(児童相談所)
94					<p>・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知</p>	<p>・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。</p>	<p>・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修を開催(2年目対象:活動の中心の一つである相談支援のために、話の聴き方・話の受け止め方について傾聴技法などを研修、3年目対象:活動の基本的なところから、事例検討等も交えながら、求められる役割、活動のポイント等を研修)</p>	<p>民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。</p>	<p>・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知</p>	<p>・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。</p>	地域福祉政策課

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	
95				圏域別の意見交換会を継続的に実施し、情報共有を行う。	市町村と弁護士等の専門職団体など高齢者に関する関係機関との継続的な連携が必要	●圏域別権利擁護意見交換会の実施(H30.6月) 安芸圏域 28名 中央東圏域 39名 中央西圏域 29名 高幡圏域 30名 幡多圏域 27名	高齢者等の権利擁護の推進に向け、関係機関と連携し、課題解決に向けた取組を継続的に行う必要がある。	圏域別の意見交換会を継続的に実施し、情報共有を行う。	市町村と弁護士等の専門職団体など高齢者に関する関係機関との継続的な連携が必要	高齢者福祉課
96				研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施に向けた計画等の策定 【行政】11/29(木) 【施設】11/23(金)、12/17(月)	●計画的に研修実施に向けて準備ができています	●継続して研修等における啓発を実施	●対象者への研修開催の周知	障害福祉課
97				●被害者の早期発見・相談につなげる体制整備 ●引き続き、DV被害者への発見に努め、関係機関との連携を図る。 ●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携	事例が発生した場合のみ連携がとれる。	●要保護児童対策地域協議会等への参加 17回 ●個別ケース検討会議への参加 5回	●それぞれの役割を確認することで、DV被害者のつながりができた。	●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	連携は個別事例が発生した場合のみに限られることが多い	女性相談支援センター
98	2 DV被害者の早期発見、安心して		② DV被害者の早期発見、通報及び相談に (1) 相談窓口の周知と相談に ●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化	●各ケース会に積極的に参加していく。(中央東) ●各機関がそれぞれの相談窓口の役割を理解しDVの相談事例に対して連携しながら対応を行って行く(中央西) ●通常業務を通じ市町村等関係機関との連携を図る(安芸、須崎) ●通常業務を通じて市町村等関係機関との連携の強化(幡多)	●担当が交代しても、関係機関との連携が継続できる仕組みづくり。(安芸) ●対応事例がでた場合は、各機関の役割を理解し適切な機関への情報提供等が必要であるが、日頃の関係性がない中では本人同意が必要であり、医療機関等からの情報共有など困難な場合がある。(須崎)	●事例検討や研修は、地域の関係者の対応スキルの向上や連携強化を意識して実施した結果、関係者が理解を深め、対応時の連携強化に繋がった(安芸) ●DVIに関するケース会議等なし(中央東) ●市町村や各関係機関と連携を行いながら対応を行った。(中央西) ●通常業務を通じ市町村等関係機関との連携を図った(須崎) ●通常業務を通じて市町村等関係機関との連携を実施(幡多)	●市町村とタイムリーに情報共有する関係があり、特に精神保健業務はより幅広い地域の関係者と関係を築き、相談事例の共有、専門相談に繋げる等をしている。(安芸) ●事案がある場合は、関係機関と連携し速やかに対応する。(中央東) ●連携により情報共有がスムーズに行き対応が統一した(中央西) ●DV相談窓口が市町村となり相談事例は少ないが、今後も必要に応じて市町と連携できた(須崎) ●ケース会や連絡会等で早期発見・早期支援の視点を持って参加(幡多)	●個別事例や研修会等を通じて市町村や介護、福祉、教育等の関係機関との連携強化、及びDVの理解を図る(安芸) ●関係機関と連携し、DV相談に速やかに対応する。(中央東) ●各機関がそれぞれの相談窓口の役割を理解しDVの相談事例に対して連携しながら対応を行って行く(中央西) ●通常業務を通じ市町村等関係機関との連携を図る(須崎) ●通常業務を通じて市町村等関係機関との連携の促進(幡多)	●精神保健業務は、関係者や住民の相談が、職員2名に集中する中で、DV事例にも対応している。(安芸) ●関係機関との顔合わせの機会がない。(中央東) ●対応事例がでた場合は、各機関の役割を理解し適切な機関への情報提供等が必要であるが、被害者本人の同意が必要であり、関係機関等への相談につなげるのが困難な場合がある。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
99	相談できる体制づくり	つなげる体制整備	相談につなげる体制整備	<p>■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携</p>	<p>・地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携</p> <p>・各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底</p>	<p>・全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会(6月実施)及び市町村への訪問支援時(H30.4～10月)により、特に医療機関、学校等との連携強化を高めることが必要であることを説明し、各市町村に協力を求めた。</p>	<p>・個別ケース検討会議等への連携強化への具体的な動きが生まれつつある。</p>	<p>■要保護児童対策地域協議会の医療機関・学校等との連携</p>	<p>・全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会及び市町村への訪問支援時により、医療機関、学校等の連携強化を高めることを求める。</p>	児童家庭課(児童相談所)
100				<p>事例に合わせた関係機関との対応協議を早期に実施する。必要時にカンファレンスや院内の虐待防止委員会にてケース会議を行う。相談窓口としての医療相談室機能の情報提供を院内外へ行う。</p>	<p>DVの相談件数が少ないため対応する者が偏りがちになり経験を積んでいない者もいる。個人情報の取り扱いに留意しながら事例の共有や検討を行い部署での対応方法を浸透させる必要がある。</p> <p>その他の虐待等は院内虐待防止委員会にて通報の判断等を協議するがDVについては本人の意思のため全体で共有する場があまりない。</p>	<p>・DVと確定できなくても家族内で悩みがある場合に、早期に医療相談室へ介入依頼をしてもらうよう院内職種へ働きかけ、病棟カンファレンスでの情報収集、他部署との連携を行いながら支援にあたった。関係機関と連携し情報共有を行った。</p> <p>・DVとしての相談件数は0件</p>	<p>DVの背景に認知症や様々な疾患が影響している場合もあり、適切な対応の検討が必要。院内外へ相談窓口の周知継続が必要。</p>	<p>相談窓口としての医療相談室機能の情報提供を院内外へ行う。</p>	<p>早期に医療相談室が介入できるようカンファレンスでの情報収集等を行っているが、相談室の人員が少なくカンファレンスへ参加できない部署もある。その点については別部署の退院支援看護師とも連携し補っている。</p>	県立病院課

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
101	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	①相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	●子どもの人権110番等への連携協力の依頼 ●家庭にDVの存在は疑われる場合は、子どもの相談機関・窓口が配偶者暴力相談支援センターに情報をつなぐよう依頼	連携体制の強化	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・ブロック会等の機会に於いて、お互いの役割について認識し、連携体制を強化していく。	●子どもの人権110番等への連携協力の依頼 ●家庭にDVの存在は疑われる場合は、子どもの相談機関・窓口が配偶者暴力相談支援センターに情報をつなぐよう依頼	連携体制の強化	県民生活・男女共同参画課	
102				●配偶者暴力相談支援センターの業務内容の周知		・要保護児童対策地域協議会等への参加 17回 ・個別ケース検討会議への参加 5回	・それぞれの役割を確認することで、DV被害者のつながりができた。	●配偶者暴力相談支援センターの業務内容の周知		女性相談支援センター	
103				●職員研修等の実施による二次被害の防止 ●苦情があった場合には情報共有等を実施	苦情に対する迅速で適切な処理	・女性相談支援センター及び男女共同参画センターの電話相談の対応に関する苦情が寄せられた際には、状況を確認するとともに、情報共有、情報提供を行った。 ・一時保護所及び自立支援施設の入所者にアンケートを実施しているが、苦情は無かった。なお、アンケートの内容については、女相に情報提供を行った。	・苦情があれば、誠意を持って対応する。	●職員研修等の実施による二次被害の防止 ●苦情があった場合には情報共有等を実施	苦情に対する迅速で適切な処理	県民生活・男女共同参画課	
104				●苦情処理の体制整備		●苦情に対し、それぞれのシステムの中で適切に対応 ●二次被害を生まないために関係者のDV理解の向上を図る。			●苦情に対する対応 ●二次被害を生まないために関係者のDV理解の向上を図る		女性相談支援センター
105				●女性相談支援センターとの連携による苦情対処体制を確立	●女性相談支援センターとの連携強化		・平成30年度DV被害者支援連絡会議(5/30)に出席した。 ・女性相談支援センターとの意見交換を行い、連携を強化するとともに苦情対処体制の確立を図った。	・女性相談支援センターとの意見交換を行い、連携を強化するとともに苦情対処体制の確立を図れた。	●女性相談支援センターとの連携による苦情対処体制を確立	●女性相談支援センターとの連携強化	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
106	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(2) 配偶者暴力支援センターの職員の専門性の向上	① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上	●女性相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	●県内外での配偶者暴力被害者支援に関する専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。	●相談スキルの更なる向上 ●相談員研修の少なさ	●県内外で開催される相談員専門研修、DV支援に必要な各種研修の受講 ●専門研修への参加 延べ 35人	●専門的な研修は県内では、実施が少なく、県外で実施されるものが多い。多額の負担金を必要とするものもあり、頻繁に研修を受けることが難しい。	●県内外での配偶者暴力被害者支援に関する専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る ●関係機関の講師を招いての所内研修の実施	●専門研修が少ない	女性相談支援センター
107				●女性相談員に対するスーパーバイズの実施	●種々の専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。 ●スーパーバイズ、所内研修の充実	●緊急でのアドバイスを受けられる事が出来ない。	●精神科医師によるスーパーバイズ 2回実施 ●講師を招いての所内研修 5回実施	●対応困難な相談者への適切な対応	●スーパーバイズ、所内研修の充実	●常時のアドバイスを受ける事ができない	女性相談支援センター
108				●各種メンタルヘルス研修受講の推進	●各種メンタルヘルス研修等の活用	—	—	—	●各種メンタルヘルス研修等の受講	—	女性相談支援センター
109				●相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備	●相談員が職場内で相互に悩みを相談しやすい環境を整える。	—	●職員ミーティングの実施 毎日 ●相談対応や一時保護ケースの所内での意見交換会 随時	●相談員が職場内で相互に悩みを相談しやすい環境となっている。	●毎日の朝会による情報共有と随時の相談、協議の実施による負担の軽減 ●困難ケースに対するスーパーバイズの実施	—	女性相談支援センター
110				●市町村の取組に対する助言等	●会議等を通じた関係づくり ●困難事例等に対するアドバイスの実施 ●DV被害者サポートブックの作成・配布	●DV担当部署の業務内容の違いによる関わり方の差 ●関係部署の理解は得られてきたが、職員の異動等により、理解が深まるまでに時間がかかることがある。	●関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布 ●ブロック会開催5カ所 ●市町村DV担当者への助言	●市町村からの相談や問合せに対し、地域での資源やサービス活用を勧めるなど、地域での見守りへの方向性を示唆できた。	●会議等を通じた関係づくり ●困難事例等に対するアドバイスの実施 ●DV被害者サポートブックの作成・配布	●DV担当部署の業務内容の違いによる関わり方の差 ●市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	女性相談支援センター

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
111	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(2) 配偶者暴力支援センターの機能の強化	③ 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化	●市町村内の関係部署間の連携強化に向けての働きかけ	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・町内の職員体制	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・市町村からの相談や問合せに対し、地域での資源やサービス活用を勧めるなど、市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけができた。	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・町内の職員体制	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
112				●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	サポートブックの配布先が増えると、加害者の目に触れる機会が増える。	・関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布 ブロック会開催5カ所	・市町村相談窓口等で活用され、DV被害者の支援に役立った。	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	女性相談支援センター
113				●DV被害者対応のスキルの継続 ●二次的被害の防止	・事例の無い市町村では、DVに特化した研修の必要性を感じていない。	・関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布 ブロック会開催5カ所	・市町村相談窓口等で活用され、DV被害者の支援に役立った。 ・女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	女性相談支援センター	
114				●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	・スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	・相談員スキルアップ研修(3回)を実施した。 ①フェミニストカウンセリングとDV ②高知市の生活保護行政 ③認知症と相談 ・延べ88名の参加があり、意識の向上や情報提供・交換、交流が図れた。	・相談員の意識向上や情報の提供・交換、各方面の相談機関の連携強化のために研修や交流を継続していくとともに、研修内容のニーズ把握や充実を図る。	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	・スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	男女共同参画センター「ソーレ」
115					●研修への講師派遣及び研修課題のは市町村が決定するため希望があれば対応する。	・センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っているが、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	相談窓口等職員に対する研修が実施していない。		●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	・センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っているが、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室又は関係機関
116	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(2) 配偶者暴力支援センターの機能の強化	④ 県の他機関との連携強化	●個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携	—	—	・個別のケースに関する情報共有	・情報共有してきめ細かい支援ができた。	●個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携	—	女性相談支援センター
117				●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化	●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、地域で支援できるようにサポートする。(安芸) ●検診等でDV関連の情報を得た時には速やかに専門機関への情報提供を行う。(中央東) ●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携を行う(中央西) ●相談時に配偶者暴力相談支援センターと情報共有し連携に努める(須崎) ●相談事例により必要となれば女性相談支援センターと福祉保健所が連携をとる。(幡多)	●初期対応時に担当課職員が不在であっても、他の職員が配偶者暴力相談支援センター等と連携し、対応できる体制整備。(安芸) ●事例により必要となれば連携をとる必要があるが、本人同意がない場合、情報共有が困難な場合がある(須崎)	●新規事例1例あり。配偶者暴力相談支援センターと情報共有及び連携した結果、専門相談で司法に繋ぎ、DVが解決できた。相談票を初期対応時に活用できるように、対人援助の職員間で確認した。(安芸) ●DVに関する事案なし(中央東、中央西) ●DV相談窓口が市町村となり相談事例は少ないが、必要に応じて市町と連携した(須崎) ●生活保護や市町村からの相談事例は所内で共有し、必要に応じて女性相談支援センターと連携(幡多)	●配偶者暴力相談支援センターと、事例を通じた情報共有、連携ができた。初期対応で相談票が活用できるように職員に周知できた(安芸) ●事案がある場合は、関係機関と連携し速やかに対応する。(中央東) ●相談時には配偶者暴力相談支援センターとの情報共有、連携に努める必要がある(須崎) ●必要な事例は女性相談支援センターと連携し支援する(幡多)	●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターとタイムリーに情報共有し、連携する。(安芸) ●関係機関と連携し、DV相談に速やかに対応する。(中央東) ●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携を行う(中央西) ●相談時に配偶者暴力相談支援センターと情報共有し連携に努める(須崎) ●必要な事例は女性相談支援センターと連携(幡多)	●関係機関との顔合わせの機会がない。(中央東) ●事例により必要となれば連携をとる必要があるが、本人同意がない場合、情報共有が困難な場合がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
118				●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携	●児童相談所との連絡協議会開催 ●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携	・同伴児の心のケア、支援のノウハウの共有等 ・児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの役割分担	・児童相談所から女性相談支援センター、女性相談支援センターから児童相談所へのDVの通告・相談ができています。 ・個別のケースに関する情報共有	・女性相談支援センターと児童相談所の情報共有及び互いの機関の役割の認識ができた。 ・ケースごとに情報共有して対応できており、きめ細かい支援ができた。	●要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有 ●個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携	・同伴児の心のケア、支援のノウハウの共有等 ・児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの役割の明確化	女性相談支援センター
119	●配偶者暴力相談支援センターとの連携協議会や職員研修の実施による連携強化	●実施に向けた日程調整	・児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面談DVによる子どもへの心理的影響について研修を行う予定。	—	—	●児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面談DVによる子どもへの心理的影響について研修を行う予定。	—	●実施に向けた日程調整	—	児童家庭課(児童相談所)	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
120	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(2) 配偶者暴力支援センターの機能の強化	④ 県その他機関との連携強化	●警察等と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化	●警察と配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携・体制づくり		・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・個別のケースに関する情報共有 ・緊急時の対応がスムーズにできるようになった。	●意見交換会の実施 ●個別ケースに応じた情報共有と連携		女性相談支援センター
121					●女性相談支援センターが開催する意見交換会への出席。 ●DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。 ●連絡を密にした情報交換及び協力依頼体制の構築。	・夜間当直体制時の協力体制の確保。	・平成30年度DV被害者支援連絡会議(5/30)に出席した。 ・人身安全関連事案対策専科(6/7)において、女性相談支援センター所長を講師として招致した。 ・平成30年度DV被害者支援連絡会議における女性相談支援センターとの意見交換や、専科教養による講師としての招致により、情報交換及び協力体制の構築を図った。	・平成30年度DV被害者支援連絡会議における女性相談支援センターとの意見交換や、専科教養による講師としての招致により、情報交換及び協力体制の構築が図れた。	・女性相談支援センターが開催する意見交換会への出席。 ・DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。 ・連絡を密にした情報交換及び協力体制の構築。	・夜間当直体制時の協力体制の確保。	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
122	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	①各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上	●直接被害者と接する県、警察及び市町村窓口職員等に対する研修の実施	●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会、ブロック会議を開催する。 ●DV対策連携支援ネットワーク会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討。	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVIに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所でブロック会を開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソーレ、社会福祉協議会。 参加：62機関(うち市町村22、社会福祉協議会5)、79名 ・12月にDV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会を開催予定。	昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。 グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。 分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。 昨年度と比較して、参加者数・参加機関数はほぼ横ばい。(H29年度：参加者79名、63機関(うち市町村23))	●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会、ブロック会議を開催する。	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVIに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課
123					●DV被害者対応のスキルの継続 ●二次的被害の防止	・研修対象者が限られている。 ・市町村職員への研修機会が少ない。	・関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布 ブロック会開催5カ所	・女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	・研修参加者が限られている ・市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	女性相談支援センター
124					●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	・参加団体が一部にとどまるため、スキルアップ研修への窓口職員等への参加の呼びかけ	・相談員スキルアップ研修(3回)を実施した。 ①フェミニストカウンセリングとDV ②高知市の生活保護行政 ③認知症と相談 ・延べ88名の参加があり、意識の向上や情報提供・交換、交流が図れた。	・相談員の意識向上や情報の提供・交換、各方面の相談機関の連携強化のために研修や交流を継続していくとともに、研修内容のニーズ把握や充実を図る。	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	・スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	男女共同参画センター「ソーレ」
125					●研修等に積極的に参加し職員の資質の向上に努める。(中央東) ●研修等に参加し職員のスキルアップに努める(須崎)	●研修に参加していない所内関係職員にも、研修内容を報告し、取り組みの共通認識を図る。(安芸) ●休日研修の場合は、自己研鑽となることがあるので、所属への案内文書等で勤務として参加できる環境も整える必要あり(須崎)	●実績なし。(安芸、中央東、須崎)	●12月5日の研修会に参加予定。(安芸) ●次年度、機会を得たい。(中央東)	●研修等に参加し職員のスキルアップに努める。 ●研修等に積極的に参加し職員の資質の向上に努める。(中央東) ●研修等に参加し職員のスキルアップに努める(須崎)	●休日研修の場合は、自己研鑽となることがあるので、所属への案内文書等で勤務として参加できる環境も整える必要あり(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
126	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	① 各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員へのDVの児童に与える影響についての研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研修を受講した職員の人事異動や部署内での知見の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員に対する研修において、DVが与える子どもの精神面の影響や対応に向けての研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> DVが子どもに与える影響の重大性をはじめとした知識及びDVを受けた子どもへの対応の技術が身に付きつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員へのDVの児童に与える影響についての研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研修を受講した職員の人事異動や部署内での知見の共有(異動のスペンが3~4年間と短いことから、毎年同じ内容の研修の実施が必要となること。) 	児童家庭課(児童相談所)	
127				<ul style="list-style-type: none"> ●直接被害者と接する県、警察及び市町村窓口職員等に対する研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●専科教養に被害者と接する警察官を入校させる。 ●窓口となる警察官に対し各種教養を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●警察官の対応能力に個人差がある。 ●警察官によるDV加害者への対応能力向上のための効果的な教養の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●県下12署への巡回指導(4月中)において、DV担当者への教養を行った。 ●署当直責任者研修会(4/3)において、当直責任者に対し、DV教養を行った。 ●警察総合相談業務新任担当者研修会(4/27)において、DV相談担当者への教養を行った。 ●人身安全関連事案対処担当者研修会(5/11)において、DV担当者への教養を行った。 ●人身安全関連事案対策専科(6/4~6/8)において、DV担当者への教養を行った。 ●各種教養により、DV被害者への対応能力の向上を図った。 ●部外講師による教養や具体的な事例検討等の実施により、効果的な教養を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種教養により、DV被害者への対応能力の向上が図れた。 ●部外講師による教養や具体的な事例検討等の実施により、効果的な教養が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●専科教養に被害者と接する警察官を入校させる。 ●窓口となる警察官に対し各種教養を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●警察官の対応能力に個人差がある。 ●警察官によるDV加害者への対応能力向上のための効果的な教養の実施。 	警察本部(少年女性安全対策課)
128				<ul style="list-style-type: none"> ●各種研修情報の収集及び提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種研修情報を各相談機関に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●案内は行うが、当課を経由せずに直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な研修・講座の情報があり次第、提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●案内は行うが、当課を経由せずに直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種研修情報を各相談機関に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●案内は行うが、当課を経由せずに直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ない。 	県民生活・男女共同参画課
129				<ul style="list-style-type: none"> ●被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配付 	<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者サポートブック作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●サポートブックの配布先が増えると、加害者の目に触れる機会が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布ブロック会開催5カ所 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修参加者が限られている ●市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ 	女性相談支援センター
130			②職務関係者を対象とした人権研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらえるよう働きかける。 ●全庁にソール実施の各種講演会等(11月頃開催予定)の開催案内を全庁メールを活用して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権研修の課題選定は各所属の判断となるため、効果のある働きかけの検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> (上半期実績なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ●県職員がDVについて関心を持つよう、引き続き研修の案内や、人権研修へのDVの取り上げを働きかけていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらえるよう働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権研修の課題選定は各所属の判断となるため、効果のある働きかけの検討が必要 	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	
131	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	②職務関係者を対象とした人権研修の推進	●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育啓発の研修の実施	・DV防止についてが研修課題とされるかは各職場の判断	講師派遣事業(上半期実績)全体119回実施のうち県職員対象の研修14回実施 ・DVを限定した研修ではないが、女性の人権に係るハラスメントをテーマとした研修を実施した。 【ハラスメント(セクハラ含む)】 ・県新採用職員研修(基礎I):4/10:131人 ・県新採用職員研修(経験者採用):4/18:30人 ・人権問題職場研修指導者研修A:6/5:35人 ・人権問題職場研修指導者研修B:6/6:18人 ・ハラスメント対策研修(管理職員等向け):7/19:51人	人権啓発センターには、DVを専門とする講師や担当者がいないため、「女性の人権」の中でDVを取り扱うことになるが、最近では職場のハラスメントの問題がクローズアップされていることから、ハラスメントをテーマとする要請があり、その中で女性の人権に関わる「セクハラ」や「マタハラ」等について研修を行っている。	●人権問題指導者研修や新採用職員研修でセンター講師による人権研修を行う。また、各職場での人権研修についてはテキストの貸出等で支援する。	・DV防止についてが研修課題とされるかは各職場の判断	人権課/人権啓発センター
132			②職務関係者を対象とした人権研修の推進	●ブロック会議、ネットワーク会議に人権教育の内容を取り入れる。	・会議参加対象者に人権教育をテーマとした研修のニーズがあるか否か。	・ブロック会、ネットワーク会議を開催しているものの、人権教育に特化した内容になっていない。	・人権教育について、どのような形で研修に折り込むかを検討。	●ブロック会議、ネットワーク会議に人権教育の内容を取り入れる。	・会議参加対象者に人権教育をテーマとした研修のニーズがあるか否か。	県民生活・男女共同参画課
133			②職務関係者を対象とした人権研修の推進	●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止の研修実施につながる啓発や広報	上半期実績なし	上半期実績なし	●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止の研修実施につながる啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」
134			②職務関係者を対象とした人権研修の推進	●各市町村職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修	●各市町村に研修会への研修人権啓発センターの講師派遣について周知する	・DV防止についてが研修課題とされるかは各市町村の判断	講師派遣事業(上半期実績)全体119回実施 ・DVを限定した研修ではないが、「人権全般」をテーマとした研修を実施した。 ・香南市人権教育・啓発推進審議会:5/24:30人 ・高岡地教連人権教育部会研修会:6/29:20人 ・南国市男女共同参画推進委員会:7/13:20人	人権啓発センターには、DVを専門とする講師や担当者がいないため、「女性の人権」の中でDVを取り扱うことになるが、上半期は各市町村職員を対象とした研修39回のうち「人権全般」をテーマにしたものが3回あったが、「女性の人権」をテーマにしたものはなかった。 最近問題となっている職場のハラスメントなど「女性の人権」と関係づけたテーマも取り扱ってもらうようにする必要がある。	●各市町村に研修会への人権啓発センターの講師派遣について周知する	・DV防止についてが研修課題とされるかは各市町村の判断

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室又は関係機関
135	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4)だれもが相談しやすい体制づくり	①配偶者暴力相談支援センターの周知	●各種相談機関の相談窓口での周知【再掲】	●様々な広報資料を活用した周知	・当家への直接の来所相談の事例が少ないため、周知方法が間接的になりがち	・啓発チラシや相談カードによる窓口の周知を行った。	・当課への直接の来所相談はなかったが、相談窓口の周知は、啓発資料によって周知を行った。 ・当課に相談があった場合の対応は、統一できている。	●様々な広報資料を活用した周知	・当課への直接の来所相談の事例が少ないため、周知方法が間接的になりがち	県民生活・男女共同参画課
136					広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。 ・PRINKのオープンスペースを活用して専門講師によるミニ学習会の開催や、産婦人科医師による相談日の設定、予期しない妊娠等に関する専門相談電話を開設し、デートDV等も含めた学習の場や、若者や思春期から更年期までの女性が気軽に相談できる場を提供していく。	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードの配布先の拡大。 ・相談窓口の周知方法について工夫が必要。 ・教育委員会や学校現場、他の相談機関との連携 ・相談員の体制	・広報用名刺大カード及び周知用チラシを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布。 ・デートDVについて記載した思春期ハンドブックを県内高校1年生に配布するとともに、性に関する専門講師派遣事業や学校等で実施する性教育の授業等で活用。 ・高知市立以外の中学校や助産師等から思春期ハンドブックの活用希望があれば配布。 ・オープニング記念講演会と内覧会の開催。(8/30)	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ・性に関する専門講師派遣事業実施後の思春期ハンドブックに関するアンケートでは「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていていると考える。 ・PRINK移転オープンに関するPRにより思春期ハンドブックの活用希望が増えている。 ・オープニング記念講演会開催後にPRINK内覧会により、学校関係者や関係機関からの相談が増えている。	広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。 ・PRINKのオープンスペースを活用して専門講師によるミニ学習会の開催や、産婦人科医師による相談日の設定、予期しない妊娠等に関する専門相談電話を開設し、デートDV等も含めた学習の場や、若者や思春期から更年期までの女性が気軽に相談できる場を提供していく。	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードの配布先の拡大。 ・相談窓口の周知について工夫が必要。 ・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。 ・相談員の体制	健康対策課
137					高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。		関係機関と連携し、高齢者総合相談を実施 相談受付数:266件	—	高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	—	高齢者福祉課
138					研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施に向けた計画等の策定 【行政】11/29(木) 【施設】11/23(金)、12/17(月)	●計画的に研修実施に向けて準備ができています	●継続して研修等における啓発を実施	●対象者への研修開催の周知	障害福祉課
139					●各種相談機関の相談窓口での周知【再掲】	チラシ配布	特になし	外国人の生活相談を実施し、上半期の相談10件の中にDVIに関係する相談はなかった。	DV及び女性相談支援センターについてのチラシ増刷分を11月に入手し、外国人の生活相談来所者に対して周知する。	国際交流イベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのチラシ配布。	特になし

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
140	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4)だれもが相談しやすい体制づくり	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置【再掲】	・国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ・国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	上半期実績なし。	上半期実績なし。	・国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ・国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	県民生活・男女共同参画課
141				国際交流イベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのチラシ配布	特になし	上半期なし	DV及び女性相談支援センターについてのチラシ増刷分を11月に入手し、下半期のイベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等で順次配布していく予定。	国際交流イベントや県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのチラシ配布。	特になし	国際交流課	
142				●各種相談機関と配偶者暴力相談支援センターとの連携	高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	関係機関と連携し、高齢者総合相談を実施 相談受付数:266件	—	高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	—	高齢者福祉課	
143				●各種相談機関と配偶者暴力相談支援センターとの連携	研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施に向けた計画等の策定 【行政】11/29(木) 【施設】11/23(金)、12/17(月)	●計画的に研修実施に向けて準備ができている	●継続して研修等における啓発を実施	●対象者への研修開催の周知	障害福祉課
144				●心の健康相談の実施 ●関係機関を経由した相談者への対応 ●関係機関への技術的支援の実施	関係機関とのタイムリーな連携	●面接相談9件(実数・9月末時点)のうち、女性相談支援センターからの紹介2件 ●女相への技術支援:ケース検討会2回、対応相談5件	●個別面接で対応している ●メンタルヘルスの専門機関として助言等の技術支援を行った	●心の健康相談の実施 ●関係機関を経由した相談者への対応 ●関係機関への技術支援の実施	関係機関とのタイムリーな連携	精神保健福祉センター	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】																									
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関															
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)		実施上の課題等														
145	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4) だれもが相談しやすい体制づくり	② 各種相談機関における相談機能の強化	●各種相談機関から相談事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、地域で支援できるようにサポートする。(安芸)	●各相談機関がそれぞれの相談窓口の役割を理解しDVの相談事例に対して連携しながら対応を行って行く(中央西)	●初期対応時に担当課職員が不在であっても、他の職員が配偶者暴力相談支援センター等と連携し、対応できる体制整備。(安芸)	●事例により必要となれば、本人同意がない場合、情報共有が困難な場合がある(須崎)	●新規事例1例あり。司法から当所に連絡があり、配偶者暴力相談支援センターと情報共有及び連携した結果、専門相談で司法に繋ぎ、DVが解決できた。	●司法との連携、協力関係により、適切に対応できた。また、初期対応で相談票が活用できるように職員に周知できた(安芸)	●事案がある場合は、関係機関と連携し速やかに対応する。	●市町村や各関係機関と連携を行いながら対応を行った(中央西)	●DV相談窓口が市町村となり相談事例は少ないが、必要に応じて市町と連携した(須崎)	●必要時間関係機関と連携し、随時対応(幡多)	●各種相談機関から相談事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、地域で支援できるようにサポートする。(安芸)	●関係機関と連携し、DV相談に速やかに対応する。(中央東)	●相談事例があった場合、各関係機関と連携し対応していく(中央西)	●研修等を通じ、関係機関と連携をもつ(須崎)	●相談事例があった場合は、関係機関と連携し、随時適切な対応を行う。(幡多)	●関係機関との顔合わせの機会がない。(中央東)	●事例により必要となれば連携をとる必要があるが、本人同意がない場合、情報共有が困難な場合がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)				
146				●協力者のDVへの理解を進める。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	国際交流課		
147				●外国語通訳及び手話通訳等の確保	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	女性相談支援センター
148				●外国語通訳及び手話通訳等の確保	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	障害福祉課
149	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	国際交流課			

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
150	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4) だれもが相談しやすい体制づくり	④ 若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり	●児童生徒が安心して相談できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を8市に拡充する。 SSWの配置を33市町村及び21県立学校に拡充する。 SC等研修講座の開催(年6回) SSW研修協議会の開催(年1回) SSW初任者研修会(年2回) SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロックで開催) SC、SSWIに対するスーパーバイズの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識や技能を有した人材の確保 SC、SSW配置拡充のための予算確保 SC、SSWの専門性の向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> SCの配置:全公立学校 アウトリーチ型SC:8市 SSWの配置:33市町村、21県立学校 SC等研修講座(3回) SSW研修協議会(1回) SSW初任者研修会(1回) SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロック) SC、SSWIに対するスーパーバイズの実施(随時実施) SC、SSWの配置数、配置時間の拡充ができた。 研修会やスーパーバイズの実施により、SC、SSWの個々の専門性が向上した 	<ul style="list-style-type: none"> SC、SSWの配置拡充や個々の専門性が向上し、各学校において、より適切な相談支援体制が整った。 	<ul style="list-style-type: none"> SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を11市に拡充する。 SSWの配置を35市町村・学校組合及び25県立学校に拡充する。 SC等研修講座の開催(年6回) SSW研修協議会の開催(年1回) SSW初任者研修会(年2回) SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロックで開催) SC、SSWIに対するスーパーバイズの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識や技能を有した人材の確保 SC、SSW配置拡充のための予算確保 SC、SSWの専門性の向上を図る必要がある。 	人権教育課
151				●啓発活動や、広報資料等を活用し、男性窓口を周知する。 ●被害者への相談窓口の紹介 ●性的少数者に関する啓発資料の作成	●相談対応者へのスキルアップに対する取組が必要	(上半期実績なし。以下、下半期予定) ●公共交通機関等において、男性相談窓口を記載した啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所) ●ラジオ放送において、男性窓口の周知を行う。(11/7)	上半期実績なし。	●啓発活動や、広報資料等を活用し、男性窓口を周知する。 ●被害者への相談窓口の紹介 ●性的少数者に関する啓発資料の作成	●相談対応者へのスキルアップに対する取組が必要	県民生活・男女共同参画課	
152				●各相談窓口との連携	相談員のスキルアップ	●男性や性的少数者からの相談は、専用窓口を紹介した。	—	●各相談窓口との連携	—	女性相談支援センター	
153				●「男性のための悩み相談」の実施	●男性相談の窓口が少ない ●多様な相談内容への対応	●専門相談として男性の悩み相談を実施した。(24件)	●広く継続的に男性相談窓口の周知を図る。	●「男性のための悩み相談」の実施	●男性相談の窓口が少ない ●多様な相談内容への対応	男女共同参画センター「ソレー」	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
154	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4)だれもが相談しやすい体制づくり	④若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり	●インターネットを活用した相談しやすい環境づくり	●ホームページの充実	・内容の検討 DVについて分かりやすく説明がされているか。 相談機関が明確に示されているか。	・上半期実績なし。	・ホームページの内容についてさらに検討していくことが必要	●ホームページの充実	・内容の検討 DVについて分かりやすく説明がされているか。 相談機関が明確に示されているか。	県民生活・男女共同参画課
155					●ホームページの充実		・ホームページを見ての相談あり。	—	●ホームページの充実	—	女性相談支援センター
156					●ホームページの充実	内容の検討	・ホームページの更新頻度に留意することで、県民に対する意識啓発につなげた。	・さらなるホームページの情報の充実を図る。	●ホームページの充実	内容の検討	男女共同参画センター「ソーレ」
157	3DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1)関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	①関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	●警察等と連携した安全の確保	●適切かつ迅速な保護 ●関係機関との連携	・配偶者暴力相談支援センターと警察の役割分担の明確化 ・初期対応する部署、生活安全課以外の部署との連携	・連絡会の実施 1回 ・警察職員への研修 2回 ・一時保護要請の際の確認事項と説明文を警察に配布	・個別のケースに関する情報共有 ・緊急時の対応がスムーズにできるようになった。	●意見交換会の実施 ●個別ケースに応じた連携	—	女性相談支援センター
158					●緊急性のある場合には警察等の関係機関へ速やかに連絡を取る。(中央東) ●事例があれば市町村や警察と連携し対象者の安全確保に努める(中央西) ●相談時、警察等と連携し被害者の安全の確保に努める(須崎) ●必要に応じて関係機関と連携して対応し、被害者等の安全確保に努める。(幡多)	●DV被害者支援の安全確保については、所属で対応マニュアル等なく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎)	●新規事例1名は、司法から連絡あり、司法と連携して、加害者への対応等をした。(安芸) ●DVに関する事案なし(中央東、中央西) ●DV相談窓口が市町村となり相談事例は少ないが、必要に応じて市町と連携した(須崎) ●必要時間関係機関と連携し、随時対応(幡多)	●司法と連携して、加害者への対応をすることで、被害者の安全確保、DVの問題解消に繋がった。(安芸) ●事案がある場合は、関係機関と連携し速やかに対応する。(中央東) ●今年度は、直接、警察等と連携し被害者等の安全確保することはなかった(須崎) ●必要な事例は関係機関と連携し安全確保ができた(幡多)	●事例があれば司法や市町村と連携し、安全確保に努める(安芸) ●関係機関と連携し、DV相談に速やかに対応する。(中央東) ●事例があれば市町村や警察と連携し対象者の安全確保に努める(中央西) ●相談時、警察等と連携し被害者の安全の確保に努める(須崎) ●必要に応じて関係機関と連携して対応し、被害者等の安全確保(幡多)	●加害者を支援できる専門相談が少ない。(安芸) ●関係機関との顔合わせの機会がない。(中央東) ●DV被害者支援の安全確保については、所属で対応マニュアル等なく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
159	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	①関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	●警察等と連携した安全の確保	●被害者や関係機関の要望により、一時保護所への避難に際し、警察官による被害者の搬送を実施。 ●被害者や関係機関の要望により、被害者と加害者の話し合いの場や被害者が自宅から荷物を取り出す際等に、警察官の立会いを実施。	●急な依頼により人員の確保が困難な場合がある。 ●被害者等が事前連絡なく予定を変更させることがある。	・一時保護所への避難に際し、被害者や関係機関の要望、加害行為のおそれがある場合に、警察官による被害者の搬送を行った。 ・被害者による自宅からの荷物取り出や話し合いの場において、被害者や関係機関の要望、加害行為のおそれがある場合に、警察官による立ち会いを実施した。 ・被害者や関係機関との連絡を密にし、連携した安全の確保を図った。	・被害者や関係機関との連絡を密にし、連携した安全の確保が図れた。	・被害者や関係機関の要望により、一時保護所への避難に際し、警察官による被害者の搬送を実施。 ・被害者や関係機関の要望により、被害者と加害者の話し合いの場や被害者が自宅から荷物を取り出す際等に、警察官の立会いを実施。	●急な依頼により人員の確保が困難な場合がある。 ●被害者等が事前連絡なく予定を変更させることがある。	警察本部 (少年女性安全対策課)		
160				●被害者や支援者の安全確保	●被害者や被害関係者と定期的に連絡を取り、近況把握に努める。 ●加害者の行動確認を行う。 ●110番登録制度を活用する。 ●市町村が行う住民基本台帳閲覧制限を実施する。	●非協力的な被害者や被害関係者がいる場合の対応。	・認知したDV事案は、被害者及び被害関係者への定期的な連絡による近況把握に努めた。 ・非協力的な被害者や被害関係者に対しては、DV事案の特徴や危険性等を粘り強く説明し、協力を得るよう努めた。 ・事案に応じ、加害者の行動確認を行うとともに、口頭警告や事件化を実施した。 ・被害者の要望や事案に応じ、110番通報登録を実施した。 ・市町村が行う住民基本台帳閲覧制限を教示するとともに、市町村から同手続きに係る照会があった際、漏れなく回答を行った。 ・各種方法により、被害者や支援者の安全確保を図った。	・各種方法により、被害者や支援者の安全確保が図れた。	・被害者や被害関係者と定期的に連絡を取り、近況把握に努める。 ・加害者の行動確認を行う。 ・110番登録制度を活用する。 ・市町村が行う住民基本台帳閲覧制限を実施する。	●非協力的な被害者や被害関係者がいる場合の対応。	警察本部 (少年女性安全対策課)	
161				●緊急避難体制の確保	●110番通報登録の推進 ●警察と配偶者暴力相談支援センターの連携による安全の確保	—	・相談者に110番通報登録を勧めた。	・緊急時の対応がスムーズにできるようになった。	●110番通報登録の推進 ●危険度の高いケースでの情報共有、互いが連携した安全の確保	—	—	女性相談支援センター
162				●緊急避難体制の確保	●被害者の要望に応じた、一時避難場所の確保。 ●公費負担制度の拡充。	●公費負担制度の適切な活用。 ●女性相談支援センターと連携した緊急避難場所の提供。	・公費負担制度の要件を満たす被害者に対して、同制度を利用した緊急避難場所を提供した。 ・女性相談支援センターと連携し、被害者に対して緊急避難場所を提供した。 ・緊急避難体制の確保により、被害の未然防止を図った。	・緊急避難体制の確保により、被害の未然防止が図れた。	・被害者の要望に応じた、一時避難場所の確保。 ・公費負担制度の拡充。	●公費負担制度の適切な活用。 ●女性相談支援センターと連携した緊急避難場所の提供。	—	警察本部 (少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
163	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	② 迅速かつ安全な一時保護の実施	●適切かつ迅速な保護 ●関係機関との連携による避難場所の確保	・被害者に応じ、きめ細かな時間・場所に対応した避難場所の決定	・被害者の置かれた状況を考慮し、適切な避難場所を決定した。	・被害者の置かれた状況を考慮した避難場所を決定でき、安全と安心を確保できた。	●意見交換会等を通じた認識の共有 ●個別ケースに応じた遠隔地での一時保護の実施	・介護が必要等、夜間で一時保護ができない方への対応に苦慮	女性相談支援センター	
164				●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立	●ホテル等の避難場所を事前に確認し、安全確保を最優先にした一時避難場所を確保する。 ●女性相談支援センターとの良好な関係を継続させる。 ●一時避難場所の公費負担制度の拡充。	●被害者の協力が得られない場合、一時避難措置を講じることが困難となる。	・公費負担制度の要件を満たす被害者に対して、同制度を利用した緊急避難場所を提供した。 ・女性相談支援センターと連携し、被害者に対して緊急避難場所を提供した。 ・各種会合への参加等により、女性相談支援センターとの連携強化に努めた。 ・公費負担制度の活用及び女性相談支援センターとの連携による緊急避難体制の確保に努め、被害の未然防止を図った。	・公費負担制度の活用及び女性相談支援センターとの連携による緊急避難体制の確保に努め、被害の未然防止が図れた。	・ホテル等の避難場所を事前に確認し、安全確保を最優先にした一時避難場所を確保する。 ・女性相談支援センターとの良好な関係を継続させる。 ・一時避難場所の公費負担制度の活用。	・被害者の協力が得られない場合、一時避難措置を講じることが困難となる。	警察本部(少年女性安全対策課)
165				●県域を越えた広域での保護体制の整備(県外の婦人相談所等と連携した一時保護体制の充実)	●民間シェルター等との連携 ●他県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	他県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	・他県の婦人相談所等との連携を図り、被害者の避難を助けた。	・被害者の安全確保につながった。	●他県民間シェルター等との連携 ●他県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	・他県の配偶者暴力相談支援センターで受け入れられない場合がある	女性相談支援センター
166				●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備	●警察との連携による巡回や所内警備の充実	・一時保護者の危険に対する認識の低さ	・入所中の見守り支援、警備体制の充実	・入所者の安全の確保ができた。	●警察との連携による巡回や所内警備の充実	・一時保護者の危険に対する認識の低さ	女性相談支援センター
167				●女性相談支援センターとの連絡協議会へ継続的に出席する。	●突発事案が発生した場合における、出席者の確保。	・平成30年度DV被害者支援連絡会議(5/30)に出席した。 ・人身安全関連事業対策専科(6/7)において、女性相談支援センター所長を講師として招致した。 ・女性相談支援センターとの連携強化により、入所者が安心して過ごせる環境整備を図った。	・女性相談支援センターとの連携強化により、入所者が安心して過ごせる環境整備が図れた。	・女性相談支援センターとの連絡協議会へ継続的に出席する。	・突発事案が発生した場合における、出席者の確保。	警察本部(少年女性安全対策課)	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
168	3DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1)関係機関の連携による一時保護と安全の確保	③DV被害者等に関する情報保護の徹底	●関係機関に対する秘密の保持の徹底	●関係機関の連携 ●適切な情報管理の徹底	●関係機関における秘密保持に対する認識	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●関係機関においては秘密保持について理解が得られた。	●連絡会議や研修会を通じた周知 ●個別ケースにおける適切な情報管理の徹底	●関係機関における秘密保持に対する認識の違い	女性相談支援センター
169					●個別検討会等で関係機関が共通認識のもと秘密保持の徹底を図る。(安芸) ●機会ある毎に守秘義務の周知徹底を図る。(中央東) ●相談時、関係機関に対し、秘密保持の重要性を伝える(須崎)	●関係機関の機能を基に、共有する情報の範囲の判断が難しく、所内支援体制も含め検討する必要あり(須崎)	●DVに関する事案なし。秘密保持の徹底は所属においても周知済み。(中央東) ●個別検討会等では、常に秘密保持について周知徹底した(須崎)	●秘密保持の徹底を図る。(中央東) ●関係機関の機能を基に、共有する情報の範囲の判断が難しく(須崎)	●個別検討会等で関係機関が共通認識のもと秘密保持の徹底を図る。(安芸) ●機会ある毎に守秘義務の周知徹底を図る。(中央東) ●相談時、関係機関に対し、秘密保持の重要性を伝える(須崎)	●職員に対する研修(中央東) ●関係機関の機能を基に、共有する情報の範囲の判断が難しく、所内支援体制も含め検討する必要あり(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
170					■配偶者暴力相談支援センターとの連携による適切な一時保護の実施		●実績なし		■配偶者暴力相談支援センターとの連携による適切な一時保護の実施		児童家庭課(児童相談所)
171					●加害者による行方不明届出を拒否、或いは被害者が避難していることを秘匿する対応。 ●住民基本台帳閲覧制限に対する援助申出への対応。	●全警察官へ事案を周知させるには、ある程度の時間が必要となる。 ●被害者と加害者の主張が異なる場合の対応。	●各種専科教養や教養文書の発出により、被害者情報の秘匿の重要性について教養した。 ●DV被害者に係る行方不明届について、都度、県下12署へ連絡の上、受理を拒否するよう徹底した。 ●住民基本台帳閲覧制限の援助申出について、客観的なDV被害の確認に努めた。 ●各種手続による被害者情報の秘匿により、被害の未然防止を図った。	●各種手続による被害者情報の秘匿により、被害の未然防止が図れた。	●加害者による行方不明届出を拒否、或いは被害者が避難していることを秘匿する対応。 ●住民基本台帳閲覧制限に対する援助申出への対応。	●全警察官へ事案を周知させるには、ある程度の時間が必要となる。 ●被害者と加害者の主張が異なる場合の対応。	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組		
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室又は関係機関	
172	3DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1)関係機関の連携による一時保護と安全の確保	④司法手続きに関する支援	●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援	●関係機関との連携 ●被害者に制度を十分理解させ判断させる。	●関係機関における保護命令制度の認識の違い	●被害者へ保護命令制度を十分理解させた上で自ら判断させ、手続の支援を行った。 ●保護命令提出支援 13件	●制度の情報提供及び手続について支援できた。	●関係機関との連携 ●被害者への制度の十分な説明の実施と申立て支援	—	女性相談支援センター	
173					●書面活用を継続し、被害者の意思決定を支援する。 ●被害者に適切なDV対応方法を教示し、保護命令制度の活用を推進する。 ●適切な対応を執れるよう、被害者にDVの特性等を教示する。	●警察の説明を聞き入れない被害者や危険性の乏しい被害者への対応。	●DV被害者に対し、原則、意思決定に関する書類や保護命令制度に関する書類を確実に提示し、その説明を行うよう努めた。 ●警察に非協力的な被害者に対しては、粘り強い説明を行い、被害の未然防止が図れるよう努めた。 ●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援により、被害者の安全安心の確保及び被害の未然防止を図った。	●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援により、被害者の安全安心の確保及び被害の未然防止が図れた。	●書面活用を継続し、被害者の意思決定を支援する。 ●被害者に適切なDV対応方法を教示し、保護命令制度の活用を推進する。 ●適切な対応を執れるよう、被害者にDVの特性等を教示する。	●警察の説明を聞き入れない被害者や危険性の乏しい被害者への対応。	警察本部(少年女性安全対策課)	
174					●心理ケア担当職員による心の健康回復支援	●専門性の確保 ●一時保護所退所後のケアの充実	●心理ケア担当者の支援は、一時保護中の限られた期間での対応になる。 ●回復に時間がかかる。 ●多様な被害者への対応	●心理検査、DV講座、心理療法等実施 延べ 59回(うち同伴児・者 7回)	●一時保護者やその同伴児・者に対し、状況に応じた心理的ケアができた。	●DV講座、心理検査等の実施 ●一時保護所退所者等のカウンセリングの実施	●回復に時間がかかる	女性相談支援センター
175					●民間の専門機関を活用した心の健康の回復支援	●被害者の状況に応じたケアができるような対応の充実	●回復に時間がかかる。 ●多様な被害者への対応	●メンタルヘルスの実施 延べ 6人	●外部のカウンセラーとの面接により、不安等を取り除くことができた。	●被害者の状況に応じた専門機関の紹介 ●民間専門機関によるカウンセリングの実施	●回復に時間がかかる	女性相談支援センター
176					●児童相談所等と配偶者暴力相談支援センターが連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施	●ケアが必要な同伴児がある場合は迅速な対応を行う。 ●女性相談支援センター、児童相談所等の連携した対応	●配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携の強化及び役割分担の再確認	●児童相談所から女性相談支援センター、女性相談支援センターから児童相談所へのDVの通告・相談ができていた。 ●個別のケースに関する情報共有	●女性相談支援センターと児童相談所の情報共有及び互いの機関の役割の認識ができた。 ●ケースごとに情報共有して対応できており、きめ細かい支援ができた。	●ケアが必要な同伴児がある場合の迅速な対応 ●女性相談支援センター、児童相談所等の連携した対応	●相互の連携強化及び役割分担	女性相談支援センター
177				●配偶者暴力相談支援センターとの連携協議会や職員研修の実施による連携強化	●実施に向けた日程調整	●児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前DVによる子どもへの心理的影響について研修を行う予定。		●児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前DVによる子どもへの心理的影響について研修を行う予定。	●実施に向けた日程調整	児童家庭課(児童相談所)		

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関		
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
178	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(2) 配偶者暴力支援センターにおける一時保護体制の充実	② 子どもの心身のケアの充実	●配偶者暴力相談支援センターと療育福祉センターとの連携強化	●療育福祉センターの診察を要する児童を同伴している、予約がいっぱいですぐに受けることができない。	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	—	●配偶者暴力相談支援センターと療育福祉センターとの連携強化	●療育福祉センターでの受診が1年待ちとなっている	女性相談支援センター		
179				●療育福祉センターと配偶者暴力相談支援センターが連携した障害の心配のある子どもへの対応	—	●北棟の完成(平成30年8月)中央児童相談所の移転(平成31年1月予定)	—	●子どもに関するあらゆる相談を受け付け、対応が可能な施設が整備された。	—	—	療育福祉センター	
180				●心の教育センター等と配偶者暴力相談支援センターが連携した心配のある子どもへの対応	●配偶者暴力相談支援センターと心の教育センターとの連携強化	●親の認識が薄く、なかなか相談につながらない。	●相談対応中に心配のある子どもを発見したときは、心の教育センターに直接つなぎ、専門職員による支援につなげた。	●ケースごとに対応できており、きめ細かい支援ができた。	●緊急を要する同伴児童の心のケアでの連携強化	●親の認識が薄く、なかなか相談につながらないケースがある	—	女性相談支援センター
181				●安心して遊ぶことのできる環境の整備	●関係機関と連携しながら、子どもの心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が来所や訪問による相談の受理や支援を行う。	●日ごろから関係機関と密に連携する。	●関係機関から要請のあったケースについて保護者の相談を受け、支援を実施した。(2件)	●関係機関と連携して迅速に支援を実施することができた。 ●教育相談関係機関連絡協議会等において関係機関との連携が図れた。	●関係機関と連携しながら、子どもの心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が来所や訪問による相談の受理や支援を行う。	●日ごろから関係機関と密に連携する。	—	心の教育センター
182				●遊びの場の確保 ●ベビーシッターの確保	●一時保護期間が長くなった場合の対応	●一時保護期間が長くなった同伴児のストレス解消になった。	—	—	—	—	—	女性相談支援センター
183	●安心して遊ぶことのできる環境の整備	●関係機関と連携しながら、子どもの心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が支援を行う。	●日ごろから関係機関と密に連携する。	●関係機関から要請のあったケースについて心の教育センターにおいて子どもへの支援を実施した。(2件)	●関係機関と連携して迅速に支援を実施することができた。 ●教育相談関係機関連絡協議会等において関係機関との連携が図れた。	●関係機関と連携しながら、子どもの心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が支援を行う。	●日ごろから関係機関と密に連携する。	—	心の教育センター			
184	●学校と連携した一時保護所での教育支援	●教員OBIによる就学支援 ●学校との連携強化	●一時保護期間が長くなった場合の対応	●教員OBIによる就学支援実施 11時間 延べ10人	●同伴児の就学支援ができた。 ●就学時間は、学校と連絡調整により出席日数にすることができた。	●教員OBIによる就学支援 ●学校との連携強化	—	—	女性相談支援センター			

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室又は関係機関
185	3DV被害者支援の一時保護体制の充実	(2)配偶者暴力支援センターにおける一時保護体制の充実	③保育、学習支援の充実	●就学のためのさまざまな制度の情報提供と手続支援	●被害者が高校や専門学校等に通学中の場合の対応	●教育委員会等との連携	—	—	●教育委員会等との連携した情報提供	—	女性相談支援センター
186					●私立高等学校等就学支援金制度をはじめとする、家庭の教育費負担の軽減に係る事業の実施	●所得による区分により、制度を活用しても授業料の負担が発生する家庭がある。	●アウトプット ・私立高等学校等就学支援金制度をはじめとする家庭の教育費負担の軽減に係る各種事業を実施している ●アウトカム ・家庭における教育費の経済的負担が軽減されている	●生徒の家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒に進学する機会がもてる仕組みとなっている。	●家庭の教育費負担の軽減に係る事業の継続実施	●所得による区分により、制度を活用しても授業料の負担が発生する家庭がある。	私学・大学支援課
187					●就学支援金制度及び奨学給付金制度を実施する。	●対象者への制度についての周知徹底 ●奨学金制度については、貸与希望者全員に貸与できる予算の確保	●高等学校等就学支援金の支給 ・H30年度に公立の高等学校に入学した高校生等の就学支援金受給資格認定申請書を受理 ・H30年度7月1日現在在籍の高等学校等就学支援金収入状況届出書を受理 ・要件を満たす支給希望者全員への支給を実施 ●高校生等が在籍する低所得世帯への奨学給付金の支給 ・H30年度の公立高等学校の合格者登校日に合格者全員に奨学給付金のリーフレットを配布 ・H30年度7月1日現在在籍の高校生等奨学給付金受給申請書(第1回目締切分)を受理(H30.9.30現在審査中) ●高校生等に対する無利子奨学金の貸与の推進 ・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金事業の円滑な推進を図るための研修会を開催(H30.4.13実施 参加者:27校33名) ・経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、要件を満たす貸与希望者の申請を受理(H30.4.27募集終了) ・要件を満たす貸与希望者全員への貸与を実施(H30年度新規貸与決定者:202名)	●高等学校等就学支援金の支給 ・要件を満たす支給希望者全員に支給を実施した。 ●高校生等奨学給付金の支給 ・要件を満たす支給希望者全員に支給を実施した。(1回目締切分) ●高校生等に対する無利子奨学金の貸与の推進 ・要件を満たす貸与希望者の申請を受理した。(予約申請113名、在学申請116名) ・要件を満たす貸与希望者全員に貸与を実施し、教育の機会均等に寄与した。	●就学支援金制度及び奨学給付金制度を実施する。 ●現行の高等学校等奨学金貸付制度を維持・実施する。	●課題 ・要件を満たす対象者全員に支給・貸与するために、引き続き制度の周知徹底を図る必要がある。 ●取組 ・機会ある毎にリーフレットを配布するなどして、制度の周知徹底を行う。	●現行の高等学校等奨学金貸付制度を維持・実施する。

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
188	(2) 配偶者暴力支援センターにおける一時保護体制の充実	④ 災害に備えた体制づくり	●設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策	●避難訓練の実施 ●避難場所の見直し	●南海地震対策についての避難場所の確保	●避難場所の見直し	●南海地震対策における避難場所の確保ができた。	●避難訓練の実施 ●南海地震対策における設備の見直し	—	女性相談支援センター	
189				●備蓄品の充実	●南海地震対策についての避難場所の確保	●備蓄品等の維持	●備蓄品等の維持	●備蓄品等の備蓄	—	女性相談支援センター	
190				●代替施設による事業の継続	●施設が被害を受けた場合の代替施設を定めておき、災害等による業務の停滞を防ぐ。	●災害時、安全海保でき、かつプライバシーを確保できる設備をいくつか設けておく必要がある。	●消費生活センターを代替施設とした。	●代替施設による事業の継続ができる見通しができた。	●H30年度に消費生活センターを代替施設と決定 ●今後、詳細について検討を続ける	●長期浸水からセンター施設の機能がどれくらいで回復するか不明 ●その間の一時保護の場所が未決定	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター
191	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	① 一時保護所以外の保護できる場の確保	●民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでも保護できる環境を整える。	●連携強化に向けた協議	●民間シェルターについては、定期的に運営状況を確認しているが、連携体制の強化までは至っていない。	●連携強化に向けた協議が必要。	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでも保護できる環境を整える。	●連携強化に向けた協議	県民生活・男女共同参画課	
192				●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでも保護できる環境を整える。	●LGBTの方を保護するためのノウハウを持った施設が高知県にない。	—	—	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでも保護できる環境整備	—	女性相談支援センター	
193				●民間シェルター運営安定化に向けた支援の実施	●民間シェルター運営団体に対して、シェルターの運営支援を行う。	●支援活動の増大に伴い、事業量が增大。団体(支援者)の負担が増えてきている状況である。	●高知県民間シェルター運営費補助金 100万円/年を限度に交付。	●支援活動の増大に伴い、事業量が增大。団体(支援者)の負担が増えてきている状況である。	●民間シェルター運営団体に対して、シェルターの運営支援を行う。	●支援活動の増大に伴い、事業量が增大。団体(支援者)の負担が増えてきている状況である。	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
194	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	①一時保護所入所時からの継続した自立支援	●日常生活支援のための配偶者暴力支援センターの自立支援担当職員による継続的支援の実施	●生活サポーターによる入所中、退所後の自立に向けての支援の実施 ●生活サポーターが非常勤職員のため、すべての退所者へのフォローが難しい。 ●退所者の状況の多様化	●生活サポーターの支援 支援実人数 16人 延べ 47回	●退所者は収入が少なく経済的自立が困難	●生活サポーターによる入所中、退所後の自立に向けての支援の実施	●人的体制からすべての退所者へのフォローが難しい ●精神疾患や発達障害面でのフォローには限界がある	女性相談支援センター
195				●心理的な自立のための配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実	●心理ケア担当職員による心の健康回復支援 ●退所後個別カウンセリングが必要な者には、専門機関に依頼し実施	●精神的な問題を抱えている退所者を、精神保健福祉センターにつないだ。	●精神的回復には長い期間を要する。	●心理ケア担当職員による心の健康回復支援 ●必要に応じた退所者への専門機関に依頼してのカウンセリングの実施	●回復には長い期間を要する	女性相談支援センター

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
196	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	① 一時保護所入所時からの継続した自立支援	●自立支援施設の積極的な活用	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・今年度DV被害者からの相談実績はないが、来室したDV被害者に対する相談対応や、必要に応じて関係機関と連携できる体制を整えている。	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	県民生活・男女共同参画課
197					●自立支援施設をより積極的に活用できるための入所条件の見直し ●就労に向けた支援の強化	—	・自立支援施設利用 4人(うち前年度からの利用者 1人)	—	●自立支援施設をより積極的に活用できるための柔軟な運用 ●就労に向けた支援の強化	—	女性相談支援センター
198					●母子生活支援施設における支援機能の充実	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面の1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実	(ちぐさ) ・入所事由の複雑多様化に対応するための職員のスキルアップ	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 14世帯36人 ・相談員研修参加 12回 ・心理療法相談回数 380回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行 5名	(ちぐさ) ・関係機関と連携することにより情報の共有ができた ・要支援者と心理職員や個別担当職員による面談回数が増え、支援の強化が計られた	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面の1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実	(ちぐさ) ・入所事由の複雑多様化に対応するための職員のスキルアップ
				(和光寮) 母子生活支援施設において、安心して相談出来る体制の整備 ・要支援者の法テラス・安定所の引率や専門機関への紹介	(和光寮) 入所事由の複雑多様化により広域的な連携が必要	(和光寮) ・入所世帯 8世帯25名 ・関係機関とのケース会実施3回 ・外部心理相談員による母子の相談45回 ・外部心理相談員や相談員による職員のスキルアップ ・弁護士と連携と情報共有し専門機関への引率	(和光寮) ・定期的に相談員により複雑多様に対応する 職員のスキルアップ。	(和光寮) ・個別対応職員の配置。心理療法担当職員の配置。被虐待児童等やその保護者へ個別面接や心理面のケア。	(和光寮) ・DV被害による入所の増加により、子どもも含めた心理面でのケアや発達障害児のケア。		

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等
199	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	②各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村の主体性の醸成 ●相談につなげる体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談者及び入所者に母子での生活自立に関する情報を提供した。 ●相談に応じて被害者の生活再建のために、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用への支援がスムーズにできるよう市町村との連携を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活の再建に役立った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●個別ケースに応じた市町村等との調整と被害者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談支援センター
200					<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携して、生活保護、育児支援、就労支援制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を日常業務の中で行う。(安芸) ●機会あるごとに情報提供に努めていく。(中央東) ●必要な制度について情報提供を行い、必要なサービスの利用ができるように支援する(中央西) ●相談時、福祉保健所内で各課と状況共有し、生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う(須崎) ●関連部署への情報提供、連携の継続(幡多) 	<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者支援については、所属で対応マニュアル等なく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎) 	<ul style="list-style-type: none"> ●実績なし。(安芸、中央東) ●DVによる母子生活支援センターの入所の相談が2事例あった。入所の際に生活保護、保育園入所等の制度について説明を行った(中央西) ●福祉保健所内で各課が相談対応事例をDVの危険性がないかの視点で情報共有に努めた(須崎) ●関連部署への情報提供及び支援制度利用に向けた支援を実施(幡多) 	<ul style="list-style-type: none"> ●事案があれば、状況に応じた支援につなげる。(中央東) ●制度の説明に終わってしまった(中央西) ●福祉保健所内の各課との情報共有を密にすることができ、支援につながった。(須崎) ●関連部署への情報提供及び支援制度利用に向けた支援ができた(幡多) 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携して、生活保護、育児支援、就労支援制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を日常業務の中で行う。(安芸) ●事案に応じた制度等の情報提供に努め、関係機関につなげる。(中央東) ●必要な制度について情報提供を行い、必要なサービスの利用ができるように支援する(中央西) ●相談時、福祉保健所内で各課と状況共有し、生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う(須崎) ●関連部署への情報提供、連携の継続(幡多) 	<ul style="list-style-type: none"> ●平素から関係機関と情報共有する。(中央東) ●DV被害者支援については、所属で対応マニュアル等なく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】															
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関				
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等					
201	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	②各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	●ひとり親家庭に必要な情報が確実に届くよう、より効果的な周知ツールの活用、しおり等配布物の具体的な活用方法を検討していく。	●周知方法を検討するに当たってのひとり親家庭のニーズ把握	●ひとり親家庭や市町村、学校等関係機関へ「ひとり親家庭等福祉のしおり」を配布し、周知を行った。	●必要な情報が届いていないひとり親の人数等の把握が困難であること。	●児童扶養手当等ひとり親家庭に対する各支援施策に係る課ホームページの掲載内容の充実等により広報の強化を図る。 ●児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した相談窓口等の周知を行う。	●必要な情報が届いていないひとり親の人数等の把握が困難であること。	児童家庭課				
202					●市町村における対応方法を踏まえ、ひとり親家庭が相談窓口で確認し、必要な体制構築を	●市町村間での対応の均一化	●広報誌、児童家庭課フェイスブック等を活用し、各種制度及び「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」の周知を行った。					●児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した相談窓口等の周知を行った。			
203					●引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	●民間託児提供事業者と契約締結を行い、各種職業訓練を受講する方に託児サービスを提供できている。 利用者3名(お子さん3名) ●労働局や職業安定所、訓練実施機関にリーフレットを配布し、周知を行った。					●子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。	●引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	雇用労働政策課
204					●引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	●民間託児提供事業者と契約締結を行い、各種職業訓練を受講する方に託児サービスを提供できている。 利用者3名(お子さん3名) ●労働局や職業安定所、訓練実施機関にリーフレットを配布し、周知を行った。					●子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。	●引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	雇用労働政策課
205					●引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	●民間託児提供事業者と契約締結を行い、各種職業訓練を受講する方に託児サービスを提供できている。 利用者3名(お子さん3名) ●労働局や職業安定所、訓練実施機関にリーフレットを配布し、周知を行った。					●子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。	●引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	雇用労働政策課
206					●引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	●民間託児提供事業者と契約締結を行い、各種職業訓練を受講する方に託児サービスを提供できている。 利用者3名(お子さん3名) ●労働局や職業安定所、訓練実施機関にリーフレットを配布し、周知を行った。					●子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。	●引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	雇用労働政策課
203	住宅の確保に向けた支援	③住宅の確保に向けた支援	●県営住宅の募集時の優先措置等による支援	引き続き倍率優遇を行っている	応募倍率の高い団地については、当選・入居に至らないことがある。	(上半期) 第1回募集:応募者1名で当選1名 第2回募集:応募者なし	—	引き続き、倍率優遇を行っている	応募倍率の高い団地については、当選・入居に至らないことがある。	住宅課					
204				●DV被害者が県職員住宅を短期利用できるよう、部局間使用の申請を行い、適宜対応する。	特に無し	●上半期においては、県職員住宅を利用された方はなし。	職員住宅利用が必要な場合、部局間使用協議を行う。	●DV被害者が県職員住宅を短期利用できるよう、部局間使用の申請を行い、適宜対応する。	特に無し	県民生活・男女共同参画課					
205				●入居基準の見直し	●入居者の減少	—	—	●入居基準の見直し	●利用ケースが少ない	女性相談支援センター					
206				●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討	部局間使用申請があり、かつ職員住宅に空きがあれば部屋の提供を検討する。	県職員住宅に空きがない場合は、希望に添うことができない。	平成30年度上半期実績なし	平成30年度上半期実績なし	部局間使用の申請に基づき、いつでも提供できるように職員住宅を4戸(中央地区2戸・安芸地区1戸・幡多地区1戸)を確保する。	県職員住宅に空きがない場合は、希望に添うことができない。	職員厚生課				

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関		
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
207	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	③ 住宅の確保に向けた支援	●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討	引き続き、緊急避難先としての提供を行っていく。	高知市内の団地については、定期募集の応募者が多く、DV被害者の希望に対してきていないが、空き部屋がある団地については、随時募集団地以外の団地についても相談があれば検討をする。	(上半期) 情報提供を実施しているが、活用には至っていない。	—	引き続き、緊急避難先としての提供を行っていく。	住宅課(県営住宅)		
208				●民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供	●安定的な住宅の確保	●DV被害者の希望している生活圏域に合致する物件の提供	●不動産業者の協力により、希望する地域での住居を見つけることができた。 ●保証人のいない者がアパートを借りる場合には、民間の保証業者に依頼した。	●希望と合致する物件が見つかるまで時間を要する。 ●遠隔地での物件探しには限界がある。	●いろいろな不動産業者での住宅の確保	●保証人がいないことにより住居探しに苦労する場合がある	女性相談支援センター	
209						引き続き、情報提供を行っていく。	DV被害者への居住支援に関する民間事業者の理解を深める。	(上半期) 情報提供を実施しているが、活用には至っていない。	—	引き続き、情報提供を行っていく。	DV被害者についての特別な居住支援の内容を民間事業者が理解しているか不明。	住宅課
210						●女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	ハローワークやひとり親家庭等就業自立支援センター等関係機関と連携を図りながら就労支援を実施。(今年度はDV被害者からの相談実績なし)	今年度DV被害者からの相談実績はないが、来室したDV被害者に対する相談対応や、必要に応じて関係機関と連携できる体制を整えている。	●女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	県民生活・男女共同参画課
211			④ 就労	●ハローワークからの情報の収集 ●生活サポーターによるハローワークへの付き添いの実施	●被害者の望む職種が少ない。	●指導員によるハローワークへの付き添いの実施	●一時保護の期間中だけでは、希望する職種を見つけることが難しい。	●職業紹介機関への同行による就職先の確保	●期間が限られており、望む職種が少ない	女性相談支援センター		
				●ハローワークや「高知の女性」								

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
212			に向けた支援	知家の女性しごと応援室」等との連携によるきめ細やかな就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク、高知家の女性のしごと応援室により定期的に連絡会を行い、個々の相談者の課題に応じた支援方法をルール化する ●DV被害者の生活再建に向け、就業面だけでなく生活面を含めた総合的な支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク、高知家の女性のしごと応援室の3者による連絡会を行い、就業相談のためにセンターに来所した全ての女性に対し応援室を紹介する取組の実施について確認した。 このことにより、就業相談の面においてより専門性が高い応援室の支援をDV被害者の女性が受けられる機会の確保を図るとともに、センターは、法律面・生活面に注力して支援を行っていくことについて、明確化が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●センターに就業相談のため来所した全ての女性に対し応援室を紹介する取組が徹底するため、受託者に対する指示の具体化等により、応援室との連携を強化していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●センターに就業相談のため来所した全ての女性に対し応援室を紹介するなど関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●実効性のある報告の仕組み等の構築が必要。 	児童家庭課	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室又は関係機関
213				●ハローワークや「高知家の女性のしごと応援室」等との連携によるきめ細やかな就労支援	・県内1,100社を超える事業所に労働関係情報誌を配布し啓発を実施	・各企業内での情報の従業員等への配布、活用の実効性の確保	・県内1,100社を超える事業所に労働関係情報誌を配布し啓発を実施	—	・県内1,100社を超える事業所に労働関係情報誌を配布し啓発を実施	・各事業内における従業員等への情報の発信、活用の実効性の確保	雇用労働政策課
214					・高知版ファミリー・サポート・センター設置への支援 ・会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施を拡充	・会員の確保が困難 ・ニーズが顕在化していない ・委託先の確保が困難 ・援助活動の安全性への懸念	・高知版ファミリー・サポート・センターの開設(香美市8月・いの町10月) ・子育て支援員研修の実施(27名参加) ・啓発リーフレットの作成・配布 ・テレビCMによる広報 ・子育てイベント等でのPR	・引き続き新規開設に向けた市町村への働きかけと、制度の周知のための広報が必要	・高知版ファミリー・サポート・センター設置への支援 ・会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施	・会員の確保が必要 ・ニーズが顕在化していない	県民生活・男女共同参画課
215	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	④就労に向けた支援	●就労活動及び技能習得時の託児支援	●託児サービスのある職業訓練等の情報提供	・託児サービスのある職業訓練と対象者の希望とのミスマッチ	・託児サービスのある職業訓練等の情報提供を行った。	—	●託児サービスのある職業訓練等の情報提供	・託児サービスのある職業訓練と対象者の希望とのミスマッチ	女性相談支援センター
216					・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	・民間託児提供事業者と契約締結を行い、各種職業訓練を受講する方に託児サービスを提供できている。 利用者3名(お子さん3名) ・労働局や職業安定所、訓練実施機関にリーフレットを配布し、周知を行った。	・子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。	・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	雇用労働政策課
217					●パソコン講座等における託児支援	講座終了後の就労効果についての検証とニーズの把握	・就労支援パソコン講座を託児付きで実施。 エクセル基礎講座(3日間) エクセル検定対策講座(4日間) ワード基礎講座(3日間) ワード検定対策講座(5日間)	・就労のためのスキルアップにつながる講座は、受講申込が多く、学習意欲も高いが、未就業者よりも就業者の受講が増加傾向にある。	●パソコン講座等における託児支援	講座終了後の就労効果についての検証とニーズの把握	男女共同参画センター「ソーレ」

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
218	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	⑤ 民間支援団体等による支援の拡充に向けた取組の実施	●DV被害者支援への協力企業や民間支援団体の支援充実に向けた働きかけ	●新たな協力企業、民間支援団体T来の掘りおこし ●現在支援頂いている協力企業や民間支援団体との更なる協力関係の醸成	・被害者のニーズ把握 ・新たな支援に向けた働きかけ → 協力企業・団体のリサーチ、交渉	上半期実績なし	・被害者のニーズ把握 ・新たな支援に向けた働きかけ → 協力企業・団体のリサーチ、交渉	●新たな協力企業、民間支援団体T来の掘りおこし ●現在支援頂いている協力企業や民間支援団体との更なる協力関係の醸成	・被害者のニーズ把握 ・新たな支援に向けた働きかけ → 協力企業・団体のリサーチ、交渉	県民生活・男女共同参画課
219					●協力関係の構築 ●企業等への働きかけ ●フードバンクとの連携	・支援団体等の拡充 ・継続して、提供できる体制 ・金銭面での支援の拡充	・さわやか高知より新生活開始費用等の助成 1件 ・女性保護対策協議会総会へ出席	・被害者の生活再建に役立った。	●協力関係の構築 ●企業等への働きかけ ●フードバンクとの連携	—	女性相談支援センター
220	4 DV	(2) 安全安心な暮	① 関係機関の連携による	●保護命令発令後の安全の確保	●警察との連携による安全の確保	・被害者のDVIに対する理解不足 ・保護命令の効力についての正しい認識	・警察との連携による安全の確保	・被害者の安全の確保ができた。	●警察との連携による安全の確保	—	女性相談支援センター
221					●保護命令が発令された直後に加害者に接触した上、発令の事実確認及び指導警告を実施。 ●必要に応じて被害者方の巡回等を実施し、近況を把握。	●審尋に加害者が現れなかった場合、保護命令の発令直後に指導警告を実施することが困難となる。	・保護命令が出された加害者全員に対し、発令事実の確認及び指導警告を実施した。 ・審尋を欠席した加害者に対して、自宅に行く等して、確実に発令事実の確認及び指導警告を実施した。 ・被害者の要望や事案に応じ、被害者方の巡回等を実施した。 ・各種対策により、被害者の安全確保を図った。	・各種対策により、被害者の安全確保が図れた。	・保護命令が発令された直後に加害者に接触した上、発令の事実確認及び指導警告を実施。 ・必要に応じて被害者方の巡回等を実施し、近況を把握。	・審尋に加害者が現れなかった場合、保護命令の発令直後に指導警告を実施することが困難となる。	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等
222	被害者の自立支援	らしへのフォローアップの充実	るDV被害者の情報共有と見守り	<p>●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。</p> <p>●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。</p> <p>●地域のネットワークの構築による情報共有</p>	<p>・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理</p> <p>・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。</p> <p>・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。</p>	<p>8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所で開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソーレ、社会福祉協議会。</p> <p>参加：62機関(うち市町村22、社会福祉協議会5)、76名</p>	<p>昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。</p> <p>グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。</p> <p>分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。</p> <p>昨年度と比較して、参加者数はほぼ横ばいであるが、参加機関数は増加。(H29年度:参加者79名、63機関(うち市町村23))</p>	<p>●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。</p> <p>●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。</p>	<p>・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理</p> <p>・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。</p> <p>・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。</p>	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
223				●地域におけるネットワークづくりと関係機関の連携強化	・地域での見守り体制や情報の共有について、本人の希望がなかった場合の対応	・要保護児童対策地域協議会等への参加 17回 ・個別ケース検討会議への参加 5回	・それぞれの役割を確認することで、DV被害者への支援のつながりができた。	●要保護児童対策地域協議会等を通じたネットワークづくりと関係機関の連携強化	・地域によって意識の濃淡がある	女性相談支援センター
224				・民生委員・児童委員の高研修等におけるDV対策等の周知(再掲)	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。	・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修を開催(2年目対象:活動の中心の一つである相談支援のために、話の聴き方・話の受け止め方について傾聴技法などを研修、3年目対象:活動の基本的なところから、事例検討等も交えながら、求められる役割、活動のポイント等を研修)	民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。	・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。	地域福祉政策課
225				■全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の周知と、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	・市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握	○全市町村の保護児童対策地域協議会における見守り支援体制の現状把握の実施(H30.5-7月) ・国(乳児家庭全戸訪問事業等)や県(子どもの見守り体制推進交付金)の周知 ・上記事業を活用しての見守り支援体制の確認 ・民生委員・児童委員の活用に向けた意向とその活用状況 ・地域子育て支援センターとの連携 ○市町村が管理する在宅虐待ケース(0-2歳児の未就園を対象)の見守り状況の確認(9-10月) ○健康対策課との合同ヒアリングによる市町村の母子保健部署と児童福祉部署の連携状況の把握(9-10月)	・市町村の管理ケースに対するアセスメント力(リスクアセスメント含む)が向上しているとともに、組織として適切に判断対応できつつあるとともに、母子保健部署とも密な情報共有が実施されており、連携した対応がなされている。 ・市町村児童家庭相談担当部署で策定する支援計画を、要対協の関係機関間での共有が不十分でないケースが散見されることから、関係機関の協働により、支援体制の充実を図るためにも支援計画の共有化が必要である。 ・民生委員・児童委員の役割(平日夜間や休日の見守り、生活状況の確認等)に期待しているものの、情報漏えい等の不安から十分活用できていない。	■市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた協議と適切な運営に向けた市町村児童家庭相談担当部署での支援計画作成及び妻対協での効果的な支援実施への支援 ■乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等を活用した市町村における見守り支援体制の充実に向けた協議 ■市町村による民生委員・児童委員の理解促進に向けた研修等の実施の働きかけへの支援	・市町村の市区町村子ども家庭総合支援拠点の人員体制及び運営に対する十分な理解が進んでいないことから、支援拠点の設置が進んでいない。 ・出生数の少なさ、養育支援を実施できる委託先や人材不足により事業を活用しての見守り支援体制が不十分である。 ・民生委員・児童委員の役割(平日夜間や休日の見守り、生活状況の確認等)に期待しているものの、情報漏えい等の不安から十分活用できていない。	児童家庭課
226				■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 ・各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底	・全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会(6月実施)及び市町村への訪問支援時(H30.4~10月)により、 ①民生委員・児童委員を支援スタッフとして積極的に協力を求める ②協力を求める場合は、具体的にその内容を民生委員・児童委員に直接つたえること。 ③個人情報を含め、業務上知り得た情報は第三者に漏らさないこと等を繰り返し説明し、徹底を図っている。	・個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。	■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	児童家庭課(児童相談所)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
227	4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	●地域のネットワークの構築による情報共有	●ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等で連携を図る(安芸) ●機会あるごとに情報共有に努めていく。(中央東) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を図る(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る(須崎) ●DV関係機関ネットワーク会議や通常業務を通じて市町村等関係機関との連携促進(幡多)	●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である。(須崎)	●新規1例、継続1例を、要保護児童地域対策協議会で情報共有している。(安芸) ●継続して関係づくりを行っていく。(中央東) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有に努めた。(須崎) ●DV関係機関ネットワーク会議や通常業務を通じて市町村等関係機関と連携した。(幡多)	●要保護児童地域対策協議会で事例の情報共有、連携をしている。ここから東部ネットワーク会議は11月に開催。(安芸) ●継続して関係づくりを行っていく。(中央東) ●要保護児童地域対策協議会で事例やDVの疑いのネットワーク構築に更に務める必要がある。(須崎) ●必要時、市町村等関係機関と連携している。(幡多)	●ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等で連携を図る。(安芸) ●機会あるごとに情報共有に努めていく。(中央東) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を図る(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る(須崎) ●DV関係機関ネットワーク会議や通常業務を通じて市町村等関係機関との連携促進(幡多)	●継続して関係づくりを行っていく。(中央東) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
228	4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携による被害者の情報共有	●地域のネットワークの構築による情報共有	・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を8市に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年6回) ・SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロック) ・SCに対するスーパーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SC配置拡充のための予算確保 ・SCの専門性の向上を図る必要がある。	・SCの配置:全公立学校 ・アウトリーチ型SC:8市 ・SC等研修講座(3回) ・SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロック) ・SCに対するスーパーバイズの実施(随時実施) ・SC配置数、配置時間の拡充ができた。 ・研修会やスーパーバイズの実施により、SCの個々の専門性が向上した	・SCの配置拡充や個々の専門性が向上し、各学校において、より適切な相談支援体制が整った。	・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を11市に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年6回) ・SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロック) ・SCに対するスーパーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SC配置拡充のための予算確保 ・SCの専門性の向上を図る必要がある。	人権教育課
229					●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	・高知県女性保護対策協議会理事会(5/15)、平成30年度DV被害者支援連絡会議(5/30)、平成30年度第1回こうち男女共同参画会議(7/26)、平成30年度DV関係機関連絡会議(8/24~9/14)へ参加した。 ・各種会合への参加による関係機関との連携を強化により、地域のネットワーク構築を図った。	・各種会合への参加による関係機関との連携を強化により、地域のネットワーク構築が図れた。	・DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	・突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
230	立支援	フローアップの充実	の 情 報 共 有 と 見 守 り	<p>●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知</p>	<p>今後もこれまでの取り組みに引き続き、県内各ブロックの戸籍・住民基本台帳事務協議会において制度の趣旨及び留意点等の周知に努める。また、住民基本台帳事務における支援措置申出者数を把握する。</p>	<p>これまで各市町村から加害者に支援者の情報が漏れたと報告はなく、問題ないが、DV被害者に係る住民基本台帳の事務については、慎重に行う必要があることから、今後も市町村において支援対象者の住所等の情報が、なりすましによって加害者に知られることのないよう、市町村窓口担当者に対して周知を継続していく必要がある。</p>	<p>県内各ブロック及び県全体で開催された戸籍・住民基本台帳事務協議会の場で、住民基本台帳事務におけるDV支援対象者への対応・連携について情報提供等を行った。</p> <p>また、住民基本台帳事務における支援措置申出者数を把握した。</p>	<p>支援者の情報が漏れたという報告はなく、適切に運用・対応がなされていると考える。</p>	<p>今後もこれまでの取り組みに引き続き、県内各ブロックの戸籍・住民基本台帳事務協議会において制度の趣旨及び留意点等の周知に努める。また、住民基本台帳事務における支援措置申出者数を把握する。</p>	<p>これまで各市町村から加害者に支援者の情報が漏れたと報告はなく、問題なく対応がされていると思われるが、DV被害者に係る住民基本台帳の事務については、慎重に行う必要があることから、今後も市町村において支援対象者の住所等の情報が、なりすましによって加害者に知られることのないよう、市町村窓口担当者に対して周知を継続していく必要がある。</p>	市町村振興課

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
231	4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の高研修等におけるDV対策等の周知(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修を開催(2年目対象:活動の中心の一つである相談支援のために、話の聴き方・話の受け止め方について傾聴技法などを研修、3年目対象:活動の基本的なところから、事例検討等も交えながら、求められる役割、活動のポイント等を研修) 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。 	地域福祉政策課	
232				<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長(6月実施)及び市町村への訪問支援時(H30.4~10月)により、 ① 民生委員・児童委員を支援スタッフとして積極的に協力を求める ② 協力を求める場合は、具体的にその内容を民生委員・児童委員に直接つたえること。 ③ 個人情報を含め、業務上知り得た情報は第三者に漏らさないこと等を繰り返し説明し、徹底を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る 	児童家庭課(児童相談所)	
233				<ul style="list-style-type: none"> ・県教委として引き続き、要保護児童対策地域協議会への参加を行い、情報を把握に努め、事案に応じて迅速に関係機関との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村によっては管理票の提供がなく、十分な情報を得ることができない場合があるため、管理票の提供を求めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の要保護児童対策地域協議会の代表者会及び実務者会に参加している。 ・県内全域の要保護児童等に関する情報を収集し、必要に応じて支援することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等に関する情報の収集を通して、適切な支援につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会に参加し、情報を把握に努める。 ・事案に応じて迅速に関係機関との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委として、要保護児童対策地域協議会に参加する意義が十分理解されていない場合がある。 	人権教育課	
234				<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所や福祉保健所等による育児支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児支援に関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化する必要がある(須崎) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続1例は、要保護児童地域対策協議会で共有し、被害者に夫婦仲の改善への助言等を行った結果、夫婦仲をうまくできるようになり、家庭環境が良くなった。(安芸) ● 事案なし。(中央東) ● DVによる母子生活支援センターの入所の相談が2事例あった。入所に生活保護、保育園入所等の制度について説明を行った(中央西) ● DV相談窓口が市町村となり相談事例は少ないが、必要に応じて市町と連携した(須崎) ● 必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施(幡多) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続1例は、要保護児童地域対策協議会で共有し、被害者に夫婦仲の改善について適切な支援を行い、経済面と心理的な自立に繋がった。(安芸) ● ケース会議等において情報共有し、適切な支援につなげていく。(中央東) ● 要保護児童地域対策協議会等でDVの被害者に対し、育児の支援も実施する必要がある。(須崎) ● 必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施(幡多) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要時、児童相談所等と連携し育児支援を行う。(安芸) ● 関係機関との協力を継続していく。(中央東) ● 個別検討会等により各担当間での情報の共有化を図り、必要な育児支援を行う(中央西) ● 必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する(須崎) ● 必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する(幡多) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児支援に関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化する必要がある(須崎) 	健康長寿政策課(福祉保健所)	
235	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターとの連携協議会や職員研修の実施による連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施に向けた日程調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前DVIによる子どもへの心理的影響について研修を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前DVIによる子どもへの心理的影響について研修を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所職員が講師と 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施に向けた日程調整 	児童家庭課(児童相談所)				

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課又は関係機関	
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
236	4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	● 関係機関との連携による面会交流における支援の検討	● 面会交流にかかるDV被害者のニーズに対して、関係機関と連携して適切な支援が行える	・ 対応事例がないため、支援に関する情報が不足している	・ 対応事例がないため、支援に関する情報が不足している	● 面会交流にかかるDV被害者のニーズに対して、関係機関と連携して適切な支援が行える	・ 対応事例がないため、支援に関する情報が不足している	県民生活・男女共同参画課	
237					● ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの弁護士、司法書士による相談対応を行う。 ● 来所者アンケートの結果を踏まえ、面会交流に係るニーズを把握する。	● 関係機関と連携し、相談者のニーズに沿った支援体制づくり	● ひとり親家庭等就業・自立支援センターで弁護士、司法書士による法律相談対応を行っているが、面会交流支援の実績として、相談者の中にDV被害者はいない。	● 法律相談に限らず、相談者がDV被害者かどうかの把握が行われていないが、重大なプライバシー事項であることから、安易にその事実を聴取することができない。	● ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの弁護士、司法書士による相談対応を行う。 ● DV被害者が相談しやすい配偶者暴力支援センターにおける女性弁護士による法律相談の周知等関係機関との緊密な連携体制を構築する。	● 相談者がDV被害者である場合においてその事実を把握できるかどうかは、当該相談者の意思の尊重が前提に置かれてなければならないと考えられる。 したがって、DV被害者である相談者の把握は困難である。	児童家庭課
238					● 支援が必要な事例があれば、市町村等の関係機関と連携し、子どもの成長を見守る。(安芸) ● 関係機関との協力を継続していく。(中央東) ● 個別検討会等により関係機関の情報の共有化を図り、見守りの体制をサポートする(中央西) ● 要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図り、子どもの心身の状況を確認し助言支援する(須崎) ● 市町村、児相等と連携し、子どもの成長発達の見守りを実施(幡多)	● 子どもの心身の成長の見守りに関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化していく必要がある(須崎)	● 継続1例は、要保護児童地域対策協議会で共有し、養育支援として就労と夫婦仲の改善に繋がる助言等を行った結果、夫婦喧嘩が減り、被害者と子どもの心の回復ができ、養育環境が安定してきた。(安芸) ● 事案なし。(中央東) ● 母子生活支援センターの入所希望の相談のケースがあり、関係機関や市町村と子どもの保育園入所や障害児のサービスなどについて情報交換を行った。(中央西) ● DV相談窓口が市町村となり相談事例は少ないが、必要に応じて市町村と連携した(須崎) ● 市町村、児相等と連携し、子どもの成長発達の見守りを実施(幡多)	● 関係機関と情報共有し、子どもを見守り、被害者のニーズに合った自立支援を継続した結果、経済的安定と夫婦仲の改善が図られ、被害者及び子どもが能力を発揮できるようになった。(安芸) ● ケース会議等において情報共有し、適切な支援につなげていく。(中央東) ● 情報や支援の方向性の共有化ができた(中央西) ● 要保護児童地域対策協議会等でDVの被害者に対し、子どもの心身状況確認し助言支援することが必要。(須崎) ● 市町村、児相等と連携し、子どもの成長発達の見守りを実施(幡多)	● 支援が必要な事例があれば、市町村等の関係機関と連携し、子どもの成長を見守る。(安芸) ● 関係機関との協力を継続していく。(中央東) ● 個別検討会等により関係機関の情報の共有化を図り、見守りの体制をサポートする(中央西) ● 要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図り、子どもの心身の状況を確認し助言支援する(須崎) ● 市町村、児相等と連携し、子どもの成長発達の見守りを実施(幡多)	● 子どもの心身の成長の見守りに関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化していく必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
239	● 全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の周知と、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	● 市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握	● 全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長(6月実施)及び市町村への訪問支援時(H30.4~10月)により、 ① 民生委員・児童委員を支援スタッフとして積極的に協力を求める ② 協力を求める場合は、具体的にその内容を民生委員・児童委員に直接つたえること。 ③ 個人情報を含め、業務上知り得た情報は第三者に漏らさないこと等を繰り返し説明し、徹底を図っている。	● 個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。	● 要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	● 要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	児童家庭課(児童相談所)				

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
240	4DV被害者の自立支援	(2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	②被害者及び子ども心身の回復の支援	<p>●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り</p> <p>・実施園との事前・事後の連絡及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるモデルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。</p> <p>・親育ち支援啓発事業における保護者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村への研修の実施を呼びかけていくとともに、就学時健診での親育ち支援の講話を組み込んでもらえるように働きかける。</p> <p>・各園の組織体制を整え、研修の実施や継続的な取組につなげていくよう。幼保推進協議会等を通じて働きかける。</p>	該当なし	<p>・園内研修支援事業において147回(53園)の研修支援を行った。うちブロック別研修支援(13園)では、保育参観に基づくグループ協議を中心に継続支援を行っている。また、5回のモデル受講者による公開保育を行い、7名の保育者が他園での保育協議の運営を行った。</p> <p>・親育ち支援啓発事業において、保護者への研修を46回(41園・小学校2)行い、実施園における保護者の参加率は43.6%であった。また、実施後の保護者へのアンケート結果において、99.7%が「子どもへの親のかかわりが大切だと思う」、99.0%が「今後の子育てに生かしていきたい」と回答があった。</p> <p>・保育者への研修は29回(29園)、4市町村で行った。</p>	<p>・各園の研修テーマや要望に合わせた園内研修支援を実施するとともに、ブロック別研修支援においては担当主事が継続支援することで、園の課題や状況に応じた研修等につながっている。</p> <p>・保護者への研修を通して、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、子どもに関わろうとする姿が多くなっていることがアンケート結果から伺える。しかし、研修設定の工夫不足や研修参加に消極的な保護者がいるため、研修実施園における保護者の参加につながっていない現状がある。</p>	<p>・実施園との事前・事後の連絡及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるモデルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。</p> <p>・親育ち支援啓発事業における保護者研修や保育者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村への研修の実施を呼びかける。</p> <p>・保護者の参加率を上げるために、研修設定の工夫について、研修実施園や市町村と協議をしながら進める。</p>	<p>・実施園との事前・事後の連絡及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるモデルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。</p>	幼保支援課	
241	4DV被害者の自立支援	(2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	②被害者及び子ども心身の回復の支援	<p>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実</p> <p>・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置拡充。</p> <p>・SC等研修講座の開催</p> <p>・SC、SSWIによる合同研修会の開催</p> <p>・SCに対するスーパーバイズの実施</p>	<p>・専門的な知識や技能を有した人材の確保</p> <p>・SC配置拡充のための予算確保</p> <p>・SCの専門性の向上を図る必要がある。</p>	<p>・SCの配置:全公立学校</p> <p>・アウトリーチ型SC:8市</p> <p>・SC等研修講座(3回)</p> <p>・SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロック)</p> <p>・SCに対するスーパーバイズの実施(随時実施)</p> <p>・SC配置数、配置時間の拡充ができた。</p> <p>・研修会やスーパーバイズの実施により、SCの個々の専門性が向上した</p>	<p>・SCの配置拡充や個々の専門性が向上し、各学校において、より適切な相談支援体制が整った。</p>	<p>・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を11市に拡充する。</p> <p>・SC等研修講座の開催(年6回)</p> <p>・SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロック)</p> <p>・SCに対するスーパーバイズの実施</p>	<p>・専門的な知識や技能を有した人材の確保</p> <p>・SC配置拡充のための予算確保</p> <p>・SCの専門性の向上を図る必要がある。</p>	人権教育課	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	
242	4 DV被害者の自立支援	(2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	②被害者及び子どもの心身の回復の支援	●養護教諭初任者研修の実施 ●養護教諭悉皆研修の実施 ●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭の配置校へ派遣するために、現職養護教諭にも制度を周知する	●スクールヘルスリーダーの確保	●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭配置の2校へ派遣。	●養護教諭の世代交代により経験の浅い養護教諭配置校が増加しているが、全ての学校にスクールヘルスリーダーを派遣できない。	●養護教諭初任者研修の実施 ●養護教諭悉皆研修の実施 ●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭の配置校へ派遣するために、現職養護教諭にも制度を周知する	●スクールヘルスリーダーの確保	保健体育課
243				●スクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じて必要なケアを把握しケアの充実に向けて市町村への助言・支援をする。(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の機会を通じ、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援する(須崎) ●必要時、関係機関等と連携し支援を行う(中央東)	●家庭等でのケアに関わる機関の具体的な役割など確認していく必要がある(須崎)	●実績なし(安芸、中央東) ●母子生活支援センターの入所希望の相談のケースがあり、関係機関や市町村と子どもの保育園入所や障害児のサービスなどについて情報交換を行った。(中央西) ●DV相談窓口が市町村となり相談事例は少ないが、必要に応じて市町と連携した(須崎)	●ケース会議等において情報共有し、適切な支援につなげていく。(中央東) ●情報や支援の方向性の共有化ができた(中央西) ●要保護児童地域対策協議会等で被害がある場合スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援することが必要(須崎)	●必要な事例があった場合は、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等と連携し支援する(安芸) ●関係機関との協力を継続していく。(中央東) ●スクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じて必要なケアを把握しケアの充実に向けて市町村への助言・支援をする。(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の機会を通じ、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援する(須崎)	●家庭等でのケアに関わる機関の具体的な役割など確認していく必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
244				●SSWの配置を33市町村・学校組合及び21県立学校に拡充する。 ●SSW研修協議会の開催(年1回) ●SSW初任者研修会(年2回) ●SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロック) ●SSWIに対するスーパーバイズの実施	●専門的な知識や技能を有した人材の確保 ●SSW配置拡充のための予算確保 ●SSWの専門性の向上を図る必要がある。	●SSWの配置:33市町村、21県立学校 ●SSW研修協議会(1回) ●SSW初任者研修会(1回) ●SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロック) ●SSWIに対するスーパーバイズの実施(随時実施) ●SSWの配置の拡充ができた。 ●研修会やスーパーバイズの実施により、SSWの個々の専門性が向上した	●SSWの配置拡充や個々の専門性が向上し、各学校において、より適切な相談支援体制が整った。	●SSWの配置を35市町村・学校組合及び25県立学校に拡充する。 ●SSW研修協議会の開催(年1回) ●SSW初任者研修会(年2回) ●SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロックで開催) ●SSWIに対するスーパーバイズの実施	●専門的な知識や技能を有した人材の確保 ●SSW配置拡充のための予算確保 ●SSWの専門性の向上を図る必要がある。	人権教育課

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
245	4 DV被害者の自立支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	② 被害者及び子どもたちの心身の回復の支援	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給	・交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	民間シェルター運営費補助実施の交付決定 ・1か所 1,000千円	・民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要がある。	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	・交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	県民生活・男女共同参画課
246					●県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成	・支援団体等の拡充 ・継続して、提供できる体制 ・金銭面での支援の拡充	・民間支援団体主催の行事参加への働きかけを行い、居場所づくりを進めた。	・被害者の自立支援に役立った。	●県内各地で支援を行う民間支援団体等との連携	・支援団体等が限られている	女性相談支援センター
247					●あつたかふれあいセンター職員研修の継続	・委託先である実施主体の市町村との問題意識の共有 ・人材育成研修の継続と求められる役割の整理	多様な利用者ニーズに対応するため、あつたかふれあいセンター職員等を対象とした研修を実施した。 ・コーディネーター研修(6/8) 30名 ・スタッフ研修(6/8 6/21) 42名 ・テーマ別研修(9/25) 46名	高知版地域包括ケアシステムにおけるゲートキーパーとしての役割の機能強化に向けて、利用者の支援ニーズの把握や関係機関に向けて、適切につなぐスキルアップが必要。	●あつたかふれあいセンター職員研修の継続(ゲートキーパー機能の充実強化)	地域福祉政策課	
248					●あつたかふれあいセンター等との連携	継続して権利擁護研修会を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進。	高齢者虐待防止研修会の実施 ・市町村向け:H30.7月 60名	高齢者の虐待防止に向け、課題への取組に関する知識や理解を深めることができた。	継続して権利擁護研修会を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進
249	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	③ 地域での居場所づくり	●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。 ●隣保館職員等研修事業を委託し、DVIに関する研修を行う。	・隣保館職員は短いサイクルで異動するため、短期間で専門的知識を習得する必要がある。 ・隣保館職員等からの要望をもとに、資質の向上を図るための研修等が必要。	上半期(4月～9月)に4館を訪問しDVIに関する相談の有無と対応状況を聞き取った結果、実績はなかった。		●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。 ●隣保館職員等研修事業を委託し、DVIに関する研修を行う。	・隣保館職員は短いサイクルで異動するため、短期間で専門的知識を習得する必要がある。 ・隣保館職員等からの要望をもとに、資質の向上を図るための研修等が必要。	人権課	
250				●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給	・交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	民間シェルター運営費補助実施の交付決定 ・1か所 1,000千円	・民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要がある。	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	・交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	県民生活・男女共同参画課	
251				●民間支援団体との連携による居場所づくり【一部再掲】	●県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成	・支援団体等の拡充 ・継続して、提供できる体制 ・金銭面での支援の拡充	・民間支援団体主催の行事参加への働きかけを行い、居場所づくりを進めた。	・被害者の自立支援に役立った。	●県内各地で支援を行う民間支援団体等との連携	・支援団体等が限られている	女性相談支援センター

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
252			①市町村の取組強化にむけての働きかけ、市町村との連携強化	●市町村基本計画の策定と取組の推進	・市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。	・市町村への働きかけを継続する、市町村計画策定の手引の活用など情報提供の充実を図る。	・男女共同参画計画の策定働きかけ ・男女共同参画計画策定委員会参加による計画策定支援 ・男女共同参画計画改訂中(4市町) ・男女共同参画計画策定中(2町村)	-	市町村の個別訪問を強化し、計画の必要性等を説明	市町村における男女共同参画の取り組みの優先度を上げる働きかけ	県民生活・男女共同参画課
253	5地域における取り組みの推進	(一)地域での見守り体制づくり	①市町村の取組強化にむけての働きかけ、市町村との連携強化	●広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等周知実施の働きかけ【一部1(2)②再掲】	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定。) 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/7) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・高知城パープルライトアップ ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所2ヶ所)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関		
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
254	5地域における取り組みの推進	(一) 地域での見守り体制づくり	① 市町村の取組強化	●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進にむけての働きかけ【2(2)③再掲】	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・町村の職員体制	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	—	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・町村の職員体制	県民生活・男女共同参画課	
255					●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・町村の職員体制の問題	・ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図った。 ・市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけを行った。	・市町村からの相談や問合せに対し、地域での資源やサービス活用を勧めるなど、市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけができた。	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・町村の職員体制	女性相談支援センター	
256					●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有【2(2)③再掲】	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	・サポートブックの配布先が増えると、加害者の目に触れる機会が増える。	・関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布 ブロック会開催5カ所	・市町村相談窓口等で活用され、DV被害者の支援に役立った。	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	女性相談支援センター
257					●DV被害者対応のスキルの継続 ●二次的被害の防止	・事例の無い市町村では、DVに特化した研修の必要性を感じていない。	・関係機関ブロック会においてDV被害者サポートブックを配布 ブロック会開催5カ所	・市町村相談窓口等で活用され、DV被害者の支援に役立った。 ・女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	女性相談支援センター	
258					●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供【2(2)③再掲】	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	・スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	・相談員スキルアップ研修(3回)を実施した。 ①フェミニストカウンセリングとDV ②高知市の生活保護行政 ③認知症と相談 ・延べ88名の参加があり、意識の向上や情報提供・交換、交流が図れた。	・相談員の意識向上や情報の提供・交換、各方面の相談機関の連携強化のために研修や交流を継続していくとともに、研修内容のニーズ把握や充実を図る。	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	・スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	男女共同参画センター「ソーレ」
259			●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	・センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	相談窓口等職員に対する研修が実施していない。	●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	・センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	人権啓発センター				

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関			
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等				
260	5地域における取り組みの推進	(1) 地域での見守り体制づくり	②関係機関との連携強化に向けた取組	●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【1(1)①再掲】	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所で開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソーレ、社会福祉協議会。 参加：62機関(うち市町村22、社会福祉協議会5)、76名	昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。 グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。 分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。 昨年度と比較して、参加者数はほぼ横ばいであるが、参加機関数は増加。(H29年度:参加者79名、63機関(うち市町村23))	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課		
261					●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化	関係機関のブロック会への参加者の減少	●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化を図った。	●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化を図った。	●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化を図った。	●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化を図った。	●ブロック別DV関係機関連絡会議へ参加し、関係機関と情報交換・連携強化を図った。	市町村担当者の異動による知識、経験の蓄積の困難さ	女性相談支援センター
262					●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加を継続し、関係の強化を図る(中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携をもつ(安芸、須崎)	●ブロック別DV関係機関連絡会議の日程は参加しやすい日程にし、欠席の場合は議事録などフィードバックがあればよい。(須崎)	●実績なし。(安芸) ●中央西ブロックDV関係機関連絡会議に参加。管内の関係機関や市町村と各機関ごとの役割分担について確認ができた。(中央西) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加できなかった(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関と情報共有した。(幡多)	●相談ケースを必要な機関につなぐことができた。(中央西) ●ブロック別DV研修会の日程により参加できない場合の関係機関との連携は、通常業務を通じて連携する必要がある。(須崎) ●関係機関の役割や対応状況の相互理解が促進された。(幡多)	●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加を継続し、関係の強化を図る。(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会議への参加(中央西) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携を図る。(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、地域関係機関との連携を促進する。(幡多)	●ブロック別DV研修会の日程により参加できないことがあると関係機関との連携については、普段の顔の見える関係性のなかで連携する必要がある。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)		
263	5地域における取り組みの推進	(1) 地域での見守り体制づくり	②関係機関との連携強化に向けた取組	●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【1(1)①再掲】	●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。 ●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	・高知県女性保護対策協議会理事会(5/15)、平成30年度DV被害者支援連絡会議(5/30)、平成30年度第1回こうち男女共同参画会議(7/26)、平成30年度DV関係機関連絡会議(8/24~9/14)へ参加した。 ・各種会合への参加により、関係機関との連携を強化を図った。	・他機関と情報共有を行い、連携強化が図れた。	・DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	・突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部(少年女性安全対策課)			

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
264	5 地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	① 関係機関との連携強化に向けた取組	●地域における企業、関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施【2(1)②再掲】	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	今年度DV被害者からの相談実績はないが、来室したDV被害者に対する相談対応や、必要に応じて関係機関と連携できる体制を整えている。	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	・女性しごと応援室を通じた就労支援	
265				●関係機関の研修会等への参加	多くの問題があるため、DVに対しては、対応が後回しになっている。	・こうちセーフティネット連絡会、「社会を明るくする運動」高知県推進委員会、自殺対策関係機関連絡調整会議への参加	—	●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	—	—	女性相談支援センター
266				■全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の周知と、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	・市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握	・全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会(6月実施)及び市町村への訪問支援時(H30.4~10月)により、 ①民生委員・児童委員を支援スタッフとして積極的に協力を求める ②協力を求める場合は、具体的にその内容を民生委員・児童委員に直接つたえること。 ③個人情報を含め、業務上知り得た情報は第三者に漏らさないこと等を繰り返し説明し、徹底を図っている。	・個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。	■要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	児童家庭課(児童相談所)	
267				・民生委員・児童委員の高研修等におけるDV対策等の周知(再掲)	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。	・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修を開催(2年目対象:活動の中心の一つである相談支援のために、話の聴き方・話の受け止め方について傾聴技法などを研修、3年目対象:活動の基本的なところから、事例検討等も交えながら、求められる役割、活動のポイント等を研修)	民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。	・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。	地域福祉政策課	
268				圏域別の意見交換会を継続的に実施し、情報共有を行う。	市町村と弁護士等の専門職団体など高齢者に関わる関係機関との継続的な連携が必要	・圏域別権利擁護意見交換会の実施(H30.6月) 安芸圏域 28名 中央東圏域 39名 中央西圏域 29名 高幡圏域 30名 幡多圏域 27名	高齢者等の権利擁護の推進に向け、関係機関と連携し、課題解決に向けた取組を継続的に行う必要がある。	圏域別の意見交換会を継続的に実施し、情報共有を行う。	市町村と弁護士等の専門職団体など高齢者に関わる関係機関との継続的な連携が必要	高齢者福祉課	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
269	5地域における取り組みの推進	5地域における取り組みの推進	①関係機関との連携強化に向けた取組 ②地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	●地域における企業、関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施【2(1)②再掲】	研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施に向けた計画等の策定 【行政】11/29(木) 【施設】11/23(金)、12/17(月)	●計画的に研修実施に向けて準備ができています	●継続して研修等における啓発を実施	●対象者への研修開催の周知	障害福祉課
270	5地域における取り組みの推進	5地域における取り組みの推進	①関係機関との連携強化に向けた取組	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)②再掲】	●市町村の主体性の醸成 ●相談につなげる体制整備	●関係機関の協力	●相談者及び入所者に母子での生活自立に関する情報を提供した。 ●相談に応じて被害者の生活再建のために、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用への支援がスムーズにできるよう市町村との連携を行った。	●生活の再建に役立った。	●個別ケースに応じた市町村等との調整と被害者への情報提供	—	女性相談支援センター
271					●相談に応じて被害者の生活再建のために必要な、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用がスムーズにできるよう市町村との連携を行う。(安芸) ●機会あるごとに情報提供を努めていく。(中央東) ●必要な制度について情報提供を行い、必要なサービスの利用ができるように支援する(中央西) ●相談時、福祉保健所内で各課状況共有し、生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う(須崎)	●DV被害者支援については、所属で対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎)	●実績なし。(安芸) ●母子生活支援センターの入所の相談のケースが2事例あった。入所時に生活保護、保育園入所等の制度について説明を行った(中央西) ●福祉保健所内で各課が相談対応事例をDVの危険性がないかの視点で情報共有に努めた(須崎) ●関連部署への情報提供及び支援制度利用に向けた支援を実施(幡多)	●制度の説明に終わってしまった(中央西) ●福祉保健所内の各課との情報共有を密にする必要がある。(須崎) ●関連部署への情報提供及び支援制度利用に向けた支援ができた(幡多)	●相談に応じて被害者の生活再建のために必要な、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用がスムーズにできるよう市町村との連携を行う。(安芸) ●必要な制度について情報提供を行い、必要なサービスの利用ができるように支援する(中央西) ●相談時、福祉保健所内で各課と状況共有し、生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う(須崎) ●関連部署への情報提供、連携の継続(幡多)	●DV被害者支援については、所属で対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
272	5地域における取り組みの推進	(2)地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	①関係機関との連携強化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)②再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭に必要な情報が確実に届くよう、より効果的な周知ツールの活用、しおり等配布物の具体的な活用方法を検討していく。 ●市町村における対応方法を確認し、好事例を踏まえ、ひとり親家庭が相談窓口で確実につながる体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●周知方法を検討するに当たってのひとり親家庭のニーズ把握 ●市町村間での対応の均一化 	<ul style="list-style-type: none"> ●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な情報が届いていないひとり親の人数等の把握が困難であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当等ひとり親家庭に対する各支援施策に係る課ホームページの掲載内容の充実等により広報の強化を図る。 ●児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した相談窓口等の周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な情報が届いていないひとり親の人数等の把握が困難であること。 	児童家庭課
273				<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)②再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間託児提供事業者と契約締結を行い、各種職業訓練を受講する方に託児サービスを提供できている。利用者3名(お子さん3名) ・労働局や職業安定所、訓練実施機関にリーフレットを配布し、周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。 	雇用労働政策課
274	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。 ●地域のネットワークの構築による情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・8月下旬から9月上旬にかけて、県内5ヶ所でブロック会を開催。昨年度から引き続き、「市町村内部での連携強化」をテーマに、DV被害者支援担当課以外の関係課や社会福祉協議会にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソーレ、社会福祉協議会。 参加：62機関(うち市町村22、社会福祉協議会5)、79名 ・12月にDV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会を開催予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、意見交換の時間を多く取った。それぞれの状況や事情に対する理解が深まり(市町村内、県市間)、有意義な会議となった。参加者からは、情報交換の場としても有効であり、今後も継続して欲しいとの要望があった。 グループに分かれての意見交換となるため、会議の最後にグループでの話し合いの概要を発表し、情報共有を図った。 分科会においては、事例検討というスタイルが続いたため、今後は、地域で関係機関が連携するために有用となる内容を考えていく必要がある。 ・昨年度と比較して、参加者数・参加機関数はほぼ横ばい。(H29年度：参加者79名、63機関(うち市町村23)) 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会、ブロック会議を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。 	県民生活・男女共同参画課	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
275	5 地域における取り組みの推進	① 生活再建に向けた見守り支援	●地域のネットワークの構築による情報共有	●地域におけるネットワークづくりと関係機関の連携強化	・地域での見守り体制や情報の共有について、本人の希望がなかった場合の対応	・要保護児童対策地域協議会等への参加 17回 ・個別ケース検討会議への参加 5回	・それぞれの役割を確認することで、DV被害者への支援のつながりができた。	●要保護児童対策地域協議会等を通じたネットワークづくりと関係機関の連携強化	・地域によって意識の濃淡がある	女性相談支援センター	
276				・民生委員・児童委員の高研修等におけるDV対策等の周知(再掲)	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。	・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修を開催(2年目対象:活動の中心の一つである相談支援のために、話の聴き方・話の受け止め方について傾聴技法などを研修、3年目対象:活動の基本的なところから、事例検討等も交えながら、求められる役割、活動のポイント等を研修)	民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。	・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。	地域福祉政策課	
277				■全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の周知と、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	・市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握	○全市町村の保護児童対策地域協議会における見守り支援体制の現状把握の実施(H30.5-7月) ・国(乳児家庭全戸訪問事業等)や県(子どもの見守り体制推進交付金)の周知 ・上記事業を活用しての見守り支援体制の確認 ・民生委員・児童委員の活用に向けた意向とその活用状況 ・地域子育て支援センターとの連携 ○市町村が管理する在宅虐待ケース(0-2歳児の未就園を対象)の見守り状況の確認(9-10月) ○健康対策課との合同ヒアリングによる市町村の母子保健部署と児童福祉部署の連携状況の把握(9-10月)	・市町村の管理ケースに対するアセスメント力(リスクアセスメント含む)が向上しているとともに、組織として適切に判断対応できつつあるとともに、母子保健部署とも密な情報共有が実施されており、連携した対応がなされている。 ・市町村児童家庭相談担当部署で策定する支援計画を、要対協の関係機関間での共有が不十分でないケースが散見されることから、関係機関の協働により、支援体制の充実を図るためにも支援計画の共有化が必要である。 ・民生委員・児童委員の役割(平日夜間や休日の見守り、生活状況の確認等)に期待しているものの、情報漏えい等の不安から十分活用できていない。	■市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた協議や適切な運営に向けた市町村児童家庭相談担当部署での支援計画作成及び要対協での効果的な支援実施への支援 ■乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等を活用した市町村における見守り支援体制の充実に向けた協議 ■市町村による民生委員・児童委員の理解促進に向けた研修等の実施の働きかけへの支援	・市区町村の市区町村子ども家庭総合支援拠点の人員体制及び運営に対する十分な理解が進んでいないことから、支援拠点の設置が進んでいない。 ・出生数の少なさ、養育支援を実施できる委託先や人材不足により事業を活用しての見守り支援体制が不十分である。 ・民生委員・児童委員の役割(平日夜間や休日の見守り、生活状況の確認等)に期待しているものの、情報漏えい等の不安から十分活用できていない。	児童家庭課	
278	■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・地域で子どもを見守る体制の構築に向けた要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 ・各種会議に参加した構成員への守秘義務の徹底	・全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会(6月実施)及び市町村への訪問支援時(H30.4~10月)により、 ①民生委員・児童委員を支援スタッフとして積極的に協力を求める ②協力を求める場合は、具体的にその内容を民生委員・児童委員に直接つたえること。 ③個人情報を含め、業務上知り得た情報は第三者に漏らさないこと等を繰り返し説明し、徹底を図っている。	・個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。	■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	児童家庭課(児童相談所)				

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
279	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> ●各ケース会における情報提供や助言、相談事例に応じ関係機関と連携を図り支援する。(中央東) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行っていく(中央西) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行う。(須崎) 	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である。(須崎) 	<ul style="list-style-type: none"> ●継続1例は、要保護児童地域対策協議会で情報共有し、被害者が自動車免許を取得するまでの励ましと、夫に感謝が言えるように助言を行った結果、自動車免許を取得し、就労できた。また、夫婦仲も改善した。(安芸) ●母子生活支援施設入所の相談があり市町村や児童相談所と情報共有を行った。(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有に努めた。(須崎) 	<ul style="list-style-type: none"> ●継続1例を、関係者が情報共有し、被害者が就労に向けて具体的な計画を持ち、支援者が目標達成への適切な支援を行った結果、就労と夫婦仲の改善ができた。生活再建に繋がった。(安芸) ●情報共有を行うことにより具体的な説明ができた(中央西) ●要保護児童地域対策協議会のネットワーク構築に更に努める必要がある。(須崎) 	<ul style="list-style-type: none"> ●各事例検討における情報提供や助言、相談事例に応じ関係機関と連携を図り支援する。(安芸) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行っていく(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る(須崎) 	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である。(須崎) 	健康長寿政策課(福祉保健所)	
280	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のネットワークの構築による情報共有 ・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置拡充。 ・SSWの配置市町村及び県立学校への配置拡充 ・SC等研修講座の開催 ・SSW研修協議会の開催 ・SC、SSWIによる合同研修会の開催 ・SC、SSWIに対するスーパーバイズの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SC、SSW配置拡充のための予算確保 ・SC、SSWの専門性の向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの配置:全公立学校 ・アウトリーチ型SC:8市 ・SSWの配置:33市町村、21県立学校 ・SC等研修講座(3回) ・SSW研修協議会(1回) ・SSW初任者研修会(1回) ・SC、SSWによる合同研修会の開催(6ブロック) ・SC、SSWに対するスーパーバイズの実施(随時実施) ・SC、SSWの配置数、配置時間の拡充ができた。 ・研修会やスーパーバイズの実施により、SC、SSWの個々の専門性が向上した 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC、SSWの配置拡充や個々の専門性が向上し、各学校において、より適切な相談支援体制が整った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を11市に拡充する。 ・SSWの配置を35市町村・学校組合及び25県立学校に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年6回) ・SSW研修協議会の開催(年1回) ・SSW初任者研修会(年2回) ・SC、SSWによる合同研修会の開催(6ブロックで開催) ・SC、SSWに対するスーパーバイズの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SC、SSW配置拡充のための予算確保 ・SC、SSWの専門性の向上を図る必要がある。 	人権教育課	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
				H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
281				●地域のネットワークの構築による情報共有	●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	●高知県女性保護対策協議会理事会(5/15)、平成30年度DV被害者支援連絡会議(5/30)、平成30年度第1回こうち男女共同参画会議(7/26)、平成30年度DV関係機関連絡会議(8/24～9/14)へ参加した。 ●各種会合への参加による関係機関との連携を強化により、地域のネットワーク構築を図った。	●各種会合への参加による関係機関との連携を強化により、地域のネットワーク構築が図れた。	●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部(少年女性安全対策課)
282	5 地域における取り組みの推進		①生活再建に向けた見守り支援	●あつたかふれあいセンター職員研修の継続(再掲)	●委託元である実施主体の市町村との問題意識の共有 ●人材育成研修の継続求められる役割の整理	多様な利用者ニーズに対応するため、あつたかふれあいセンター職員等を対象とした研修を実施した。 ●コーディネーター研修(6/8) 30名 ●スタッフ研修(6/8 6/21) 42名 ●テーマ別研修(9/25) 46名	高知版地域包括ケアシステムにおけるゲートキーパーとしての役割の機能強化に向けて、利用者の支援ニーズの把握や関係機関に向けて、適切につなぐスキルアップが必要。	●あつたかふれあいセンター職員研修の継続(ゲートキーパー機能の充実強化)		地域福祉政策課	
283				●あつたかふれあいセンター等との連携【4(2)③再掲】	継続して権利擁護研修会を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進。	高齢者虐待防止研修会の実施 ●市町村向け:H30.7月 60名	高齢者の虐待防止に向け、課題への取組に関する知識や理解を深めることができた。	継続して権利擁護研修会を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進	高齢者福祉課
284					●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。 ●隣保館職員等研修事業を委託し、DVIに関する研修を行う。	●隣保館職員は短いサイクルで異動するため、短期間で専門的知識を習得する必要がある。 ●隣保館職員等から聞き取った要望をもとに、資質の向上を図るための研修等が必要。	上半期(4月～9月)に4館を訪問しDVIに関する相談の有無と対応状況を聞き取った結果、実績はなかった。	●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。 ●隣保館職員等研修事業を委託し、DVIに関する研修を行う。	●隣保館職員は短いサイクルで異動するため、短期間で専門的知識を習得する必要がある。 ●隣保館職員等からの要望をもとに、資質の向上を図るための研修等が必要。	人権課	

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
289	5 地域における取り組みの推進	(3)	③ 子どもの健やかな成長の見守り	●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携【4(2)①再掲】	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。	・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修を開催(2年目対象:活動の中心の一つである相談支援のために、話の聴き方・話の受け止め方について傾聴技法などを研修、3年目対象:活動の基本的なところから、事例検討等も交えながら、求められる役割、活動のポイント等を研修)	民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。	・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ・市町村と市町村社協との連携が十分でないところもある。	地域福祉政策課
290					■全市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関へ訪問し、子どもの見守り体制推進交付金の周知と、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携による地域で子どもを見守る体制構築に向けた支援の実施	・市町村の庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携した地域で子どもを見守る体制の現状把握	・全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長(6月実施)及び市町村への訪問支援時(H30.4~10月)により、 ①民生委員・児童委員を支援スタッフとして積極的に協力を求める ②協力を求める場合は、具体的にその内容を民生委員・児童委員に直接つたえること。 ③個人情報を含め、業務上知り得た情報は第三者に漏らさないこと等を繰り返し説明し、徹底を図っている。	・個別ケース検討会議等への民生委員・児童委員の積極的な参加が行われつつある。	■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る	児童家庭課(児童相談所)
291					・県教委として引き続き、要保護児童対策地域協議会への参加を行い、情報を把握に努め、事案に応じて迅速に関係機関との連携を図る。	・市町村によっては管理票の提供がなく、十分な情報を得ることができない場合があるため、管理票の提供を求めていく。	・各市町村の要保護児童対策地域協議会の代表者会及び実務者会に参加している。 ・県内全域の要保護児童等に関する情報を収集し、必要に応じて支援することができる。	・要保護児童等に関する情報の収集を通して、適切な支援につながっている。	・要保護児童対策地域協議会に参加し、情報を把握に努める。 ・事案に応じて迅速に関係機関との連携を図る。	・県教委として、要保護児童対策地域協議会に参加する意義が十分理解されていない場合がある。	人権教育課
292	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実【4(2)②再掲】	・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置拡充。 ・SC等研修講座の開催 ・SC、SSWIによる合同研修会の開催 ・SCに対するスーパーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SC配置拡充のための予算確保 ・SCの専門性の向上を図る必要がある。	・SCの配置:全公立学校 ・アウトリーチ型SC:8市 ・SC等研修講座(3回) ・SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロック) ・SCに対するスーパーバイズの実施(随時実施) ・SC配置数、配置時間の拡充ができた。 ・研修会やスーパーバイズの実施により、SCの個々の専門性が向上した	・SCの配置拡充や個々の専門性が向上し、各学校において、より適切な相談支援体制が整った。	・SCの全校配置の継続及びアウトリーチ型SCの配置を11市に拡充する。 ・SC等研修講座の開催(年6回) ・SC、SSWIによる合同研修会の開催(6ブロック) ・SCに対するスーパーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SC配置拡充のための予算確保 ・SCの専門性の向上を図る必要がある。	人権教育課			

【高知県DV被害者支援計画 平成30年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
				取組の内容	H30年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H31年度実施計画(インプット)	
293	5地域における自立に向けた支援の取組の推進	③子どもの健やかな成長の見守り	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実	●養護教諭初任者研修の実施 ●養護教諭悉皆研修の実施 ●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭の配置校へ派遣するために、現職養護教諭にも制度を周知する	●スクールヘルスリーダーの確保	●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭配置の2校へ派遣。	●養護教諭の世代交代により経験の浅い養護教諭配置校が増加しているが、全ての学校にスクールヘルスリーダーを派遣できない。	●養護教諭初任者研修の実施 ●養護教諭悉皆研修の実施 ●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭の配置校へ派遣するために、現職養護教諭にも制度を周知する	●スクールヘルスリーダーの確保	保健体育課
294				●市町村関係機関との連携により、地域での支援をサポートする。(安芸) ●スクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じた必要なケアを把握しケアの充実に向けて市町村の支援を行う(中央西) ●DVの事例やDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行う。(須崎) ●必要時は、SSW等と連携し支援する(中央東)	●家庭等でのケアに関わる機関の具体的な役割などを確認していく必要がある(須崎)	●継続1例は、要保護児童地域対策協議会等で報告し、市町村と親子の状況や支援内容を共有している。落ち着いており、市町村の直接支援はない。(安芸) ●関係機関や市町村とケース会等で検討を行い、子どもの状況について情報共有を行った。(中央西) ●DV相談窓口が市町村となり相談事例は少ないが、必要に応じて市町村と連携した(須崎)	●要保護児童地域対策協議会で市町村と情報共有ができています。市町村の支援が必要な場合には連携していく必要がある(安芸) ●情報や支援の方向性の共有化ができた(中央西) ●要保護児童地域対策協議会等で被害がある場合スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援する必要がある(須崎)	●市町村関係機関との連携により、地域での支援をサポートする。(安芸) ●スクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じた必要なケアを把握しケアの充実に向けて市町村の支援を行う(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の機会を通じ、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援する(須崎)	●家庭等でのケアに関わる機関の具体的な役割などを確認していく必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
295				●SSWの配置を33市町村・学校組合及び21県立学校に拡充する。 ●SSW研修協議会の開催(年1回) ●SSW初任者研修会(年2回) ●SC、SSWによる合同研修会の開催(6ブロック) ●SSWに対するスーパーバイズの実施	●専門的な知識や技能を有した人材の確保 ●SSW配置拡充のための予算確保 ●SSWの専門性の向上を図る必要がある。	●SSWの配置:33市町村、21県立学校 ●SSW研修協議会(1回) ●SSW初任者研修会(1回) ●SC、SSWによる合同研修会の開催(6ブロック) ●SSWに対するスーパーバイズの実施(随時実施) ●SSWの配置の拡充ができた。 ●研修会やスーパーバイズの実施により、SSWの個々の専門性が向上した	●SSWの配置拡充や個々の専門性が向上し、各学校において、より適切な相談支援体制が整った。	●SSWの配置を35市町村・学校組合及び25県立学校に拡充する。 ●SSW研修協議会の開催(年1回) ●SSW初任者研修会(年2回) ●SC、SSWによる合同研修会の開催(6ブロックで開催) ●SSWに対するスーパーバイズの実施	●専門的な知識や技能を有した人材の確保 ●SSW配置拡充のための予算確保 ●SSWの専門性の向上を図る必要がある。	人権教育課